

令和4年第2回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和4年6月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 6月3日 午前10時5分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠  
3番 上佳宏 4番 下中一平  
5番 山本義史 6番 上滝義平  
7番 野木康司 8番 中西利彦  
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町 長 中井章太 副町長 和田圭史  
教育長 土居正明 参事 黒田祐介  
総務課長 辻中哲也 政策戦略課長 小西修司  
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 戸毛祥博  
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男  
農林振興課長 乾 悌 産業観光課長 中尾勇  
教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局 長 坂本やよい 主 事 川崎由果
10. 議事日程  
日程1 会議録署名議員の指名について  
日程2 会期の決定について  
日程3 議長の諸報告について  
日程4 報第2号 令和3年度吉野町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告に  
ついて  
日程5 報第3号 令和3年度吉野町一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告に

ついて

- 日程 6 報第 4 号 令和 3 年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について
- 日程 7 報第 5 号 令和 4 年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画  
について
- 日程 8 議第 25 号 吉野町附属機関に関する条例等の一部を改正することにつ  
いて
- 日程 9 議第 26 号 吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部を改正することについて
- 日程 10 議第 27 号 令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について
- 日程 11 要望等
- 日程 12 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり、議場の換気を行い、飲み物の持込み及び飲用についても従来どおりといたします。

また、発言時においては、飛沫感染防止の観点から登壇しての発言以外は、自席にてマスク等を着用し、着席のまま行っていただきますようお願いいたします。

町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

2番 辻内正誠議員、3番 上佳宏議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりします。

本定例会の会期は、本日より10日までの8日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より10日までの8日間に決定いたしました。

開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

令和4年第2回吉野町議会定例会を招集させていただきましたところ、全員

ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日の上程議案でございますが、報告案件4件、条例の一部改正が2件、一般会計の補正予算（案）が1件でございます。

慎重審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

国内のコロナの感染状況も、まだまだ終息したとは言えませんが、人の流れが活発になってまいりました。

コロナの水際対策も緩和され、一日の入国者数も上限が1万から2万、これからさらに人の流れが活発化してくるかと思っております。

ただ、完全に終息したわけではございませんので、さらに感染防止対策を徹底しながら社会経済活動、町の行事も進めてまいりたいと思っております。

また、三年ぶりの行事等々が多く開催されるようになってきましたので、その点も議員の皆さん方、またお気づきの点がありましたら、いろいろ感染対策のほうでご意見をいただければと思っております。

改めまして、前回の第1回臨時議会以降の行政報告をさせていただきたいと思えます。

お手元に配付のとおりでございますけれども、4月22日に「YOSHINO GETEWAY キックオフイベント」を開催させていただきました。

こちらのほうはデジタル、テレワーク、そういった流れの中で地方創生テレワーク交付金を活用させていただき、官民共創によるコアワーキングスペース、サテライトを開設し、地域の事業者、また、地域の事業者の産業の再構築など、そういったマッチングも含めて展開してまいりたいと思えます。

そして、5月2日でございますけれども「教育長の就任式」ということで、5月1日から議会の皆さん方にもご承認いただき、教育行政を土居教育長のもと推進していくと方向性も含めて就任式をさせていただき、合わせて、総務省からお越しいただいております、黒田参事の思いも含めてお話をいただきました。ぜひ二年間、教育長に関しては三年間でございますけれども、しっかりと意見交換をさせていただきながら、町政の運営を進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

そして、5月15日でございますが「Kobo Trail 2022 ～弘法大師の道へ～」

ということで、こちらのほうも三年ぶり、7回目の開催でございました。私自身も町長になって初めてのイベントでございまして、朝6時に金峯山寺蔵王堂を出発し、55.7キロ、金剛峯寺まで、高野山まで行く。地元の吉野山の旅館の方々も出発のときに来られてました。前夜祭という形で宿泊して、朝6時に出発すると。コロナ以降で、このような行事、イベントも、県また関係市町村と連携しながら、さらに展開をしてまいりたいと思っております。

そして、16日でございますけれども、福島県磐梯町に黒田参事と視察に行つてまいりました。こちらは、国の流れであるDX化、デジタル化に向けて先進地である、磐梯町長と意見交換をさせていただきました。取り組みについて、少しでも参考になることを取り入れたいという思いでございます。人口3,000人の町でございますけれども、外部人材の活用や官民共創、企業人材を上手く取り入れながら、町民の皆さん方には「デジタル」という言葉を使わずに、しっかりと丁寧に説明しながら目的別、農業であったり観光であったり、そういう事業別に行政の取り組みを説明して進めているところ、そういった部分も今後参考にさせていただき、また連携を進めてまいりたいと思っております。

そして、18日でございますけれども「第2回自治体 EXPO フォーラム」ということで、船上フォーラムという形なのですけれども、こちらのほうは2025年大阪・関西万博がございまして、それに向けて大阪が中心ですけれども、近隣市町村ということで、吉野町の取り組みであったり、今後に向けてのPRをさせていただきました。こちらのほうは、万博プロデューサーである大阪大学の石黒教授のフォーラムと、大阪の首長と私も一緒になってパネルディスカッションをさせていただきました。できる限り、大阪である万博ではございますけれども、吉野には体験型のツーリズムであったり、またストーリーを伝える、そのようなことでしっかりと連携をしていきたいと思っておりますし、ここにお越しの方々というのは、関西の経済同友会、企業の方々が来られてますので、地域課題に向けてしっかりと連携、共創でまちづくりを進めていくという展開も今後できるかと思っておりますので、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

そして、20日でございますけれども、こちら「デジタルを活用した【住民目

線の行政サービス】とは」ということで、こちらのほうも Web 会議ですけれども、住民目線での行政サービスということで、北海道の北見市というところがございます。これ、市役所のほうは「書かない窓口」ということで、オンラインを活用したり、デジタルを活用して行政サービスの向上、利便性を高めているということで意見交換もさせていただいたり、話を聞かせていただく機会を持っています。こういった、オンラインでできる講演、セミナー的なことを定期的にやらせていただいてまして、しっかりと我々も勉強させていただきながら、町民の皆さん方に行政サービスの質、そしてデジタルというのを説明してまいりたいと思っております。

そして、26 日でございますけれども「職員カヌー研修」という形で、津風呂湖でカヌー……ワールドマスターズゲームズというのは、延期になっておりますけれども、レクレーションカヌーも含めて、スポーツのツーリズムの一環として、ここを活かしていきたい。

この二年間、私もまだカヌーは出来てなかったのですが、実際に研修もさせていただいて、6 月 1 日から体験カヌーツアーも、カヌー艇庫のほうで実施できるという形でございますので、大きな資源でございますので、今後吉野町のスポーツツーリズムにつなげてまいりたいと思っております。

そして、裏面でございますけれども、5 月 30 日「河瀬直美監督フランス芸術文化勲章叙勲式」という形で、実は、2015 年に河瀬監督は「シュヴァリエ」という文化勲章の叙勲式をいただいております。続いて、今回の叙勲式というのは「オフィシエ」という、フランスの芸術文化勲章というのは 3 等級に分かれていますけれども、真ん中にあたる「オフィシエ」という叙勲をいただいたということで、吉野町の観光特任大使、つながり住民 0 号、そして映画

「Vision」というつながりから参加をさせていただきまして、そこでまた、多くの方々とも交流をさせていただき、特にこれも、大阪万博のプロデューサーも河瀬監督はやられておりますので、しっかり企業連携につながるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上が、行政報告でございます。改めまして、慎重審議賜りますことをお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 報第2号「令和3年度吉野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事務局朗読 )

説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策  
戦略課長

失礼いたします。

ただいま上程いただきました、報第2号「令和3年度吉野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」ご報告申し上げます。お手元に配付させていただいております、令和4年第2回吉野町議会定例会提出議案等説明資料によりご報告申し上げます。提出議案説明資料の2ページをご覧くださいますようお願い申し上げます。報第2号「令和3年度吉野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」でございます。

まず、事故繰越しという手続きは、地方自治法第220条第3項の規定に基づきまして、歳出予算経費の金額のうち、避け難い事項により年度内に支出が終わらなかったものなどは、予算を定めずに繰り越すことができる措置であり、令和3年度内に支出が終わらない分につきましては、翌年度、つまり令和4年度に繰越した金額につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会報告をさせていただくものでございます。

続いて、事故繰越しについてご報告申し上げます。

事故繰越しにつきましては、お示しの表において横軸に予算科目・項・事業名・翌年度繰越額を明示させていただいております。なお、翌年度繰越額につきま

しては、各千円単位でお示しさせていただいております。該当する事業1事業、2款「総務費」2項「企画費」サテライトオフィス誘致事業2,200万円でございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症関連対策事業でございます。内閣府の地方創生テレワーク交付金を財源とする事業でございます。この事業も含めまして、財務省のほうから「新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴って、歳出予算を翌年度へ繰り越す必要が生じた場合には、感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として幅広く取り扱うとともに、延期後の事業完了時期の設定が困難であったとしても、翌年度で実施できるものとみなす」という弾力的な対応を行っているとの事務連絡があり、本事業は早期に施設整備を完了し、早期のサテライトオフィス開業が望まれるものではございましたが、新型コロナウイルス感染症が令和4年1月ごろから急激に増加し始め、感染拡大の防止の観点から工事作業員の抑制を行ったため工事に遅れが生じ、サテライトオフィスの開業・開設にも遅れが生じたため、事業年度（3年度内）に完了が困難であったため、財務省の意向も県とも協議のうえ「事故繰越し」という手続きを取らせていただいたものでございます。

翌年度の繰越財源といたしまして、お示しいたしております、資料につきましては、未収入特定財源といたしまして「国庫支出金」2,200万円でございます。以上でございます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程5 報第3号「令和3年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )



説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策  
戦略課長

失礼いたします。

ただいま上程いただきました、報第3号「令和3年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」ご報告申し上げます。引き続き、提出議案説明資料の3ページをご覧くださいようお願い申し上げます。報第3号「令和3年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございます。

本件は、令和3年度の一般会計補正予算第11号におきまして、設定を行いました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度、つまり令和4年度に繰り越しました金額につきましてご報告させていただきます。

続いて、繰越明許費についてご報告申し上げます。

繰越明許費につきましても、お示しの表におきまして予算科目を縦軸に款を列記いたしており、横軸に予算科目・項・事業名・翌年度繰越額を各千円単位でお示しさせていただいております。

それでは、ご報告申し上げます。

2款「総務費」2項「企画費」サテライトオフィス誘致事業2,200万円でございます。

本件は、先ほどの「事故繰越し」においてご報告を申し上げます「サテライトオフィス誘致」に関する施設整備が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から工事作業員の抑制を行ったため工事に遅れが伴い、サテライトオフィスへ入所する企業の誘致にも同時に遅れが生じ、繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、5項「戸籍住民基本台帳費」住民基本台帳ネットワーク等事業273万3,000円でございます。

続きまして、3款「民生費」1項「社会福祉費」住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業2,104万円でございます。

次に、5款「農林水産業費」1項「農業費」農業委員会事業12万円ござい

ます。

続きまして、6款「観光商工費」1項「観光商工費」事業所継続応援事業 180万円でございます。

続きまして、7款「土木費」1項「土木管理事業」「土木総務事業」土木管理事業・土木総務事業 120万円でございます。

次に、同款2項「道路橋梁費」町道管理事業 700万円でございます。続いて、同款同項 町道新設改良事業 1,400万円でございます。

次に、同款6項「住宅費」町営住宅管理事業 1,607万1,000円でございます。

次に、8款「消防費」1項「消防費」防災行政無線整備事業 2億4,970万円でございます。

合計いたしまして翌年度（令和4年度）への繰越額 10事業、計 3億3,566万4,000円でございます。

翌年度の繰越財源といたしましてお示しいたしております資料におきましては、未収入特定財源といたしまして「国庫支出金」5,506万7,000円 「県支出金」42万円 「町債」2億6,350万円 「その他財源」といたしまして 838万円 「一般財源」が 829万7,000円でございます。以上でございます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程6 報第4号「令和3年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中総務  
課長

はい、失礼いたします。

報第4号「令和3年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」説明を申し上げます。提出議案等説明資料4ページをご覧いただきたいと思います。

まず、令和3年度の決算の概要を説明させていただきます。

収益的収入及び支出でございますが、収入は99円。定期預金の利息でございます。支出は17万円。役員変更に伴います登記費用でございます。

また、資本的収入及び支出でございますが、収入は0。支出につきましては、2万6,190円。こちらは土地開発基金への利息の支払いでございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、前年度繰越利益剰余金で補填をしたものでございます。

また、3番の剰余金処理計算書でございますが、前年度（令和2年度）と比較しまして、16万9,901円の減額で4,801万3,943円となったものでございます。

4番の事業報告につきましては、令和3年度は積極的公有地取得がなかったということで、通常業務に終始したところでございます。

公有用地の移動はなく、貸し入れ金の増減もありませんでした。以上でございます。よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程7 報第5号「令和4年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中総務  
課長

はい、失礼いたします。

報第5号「令和4年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」説明を申し上げます。同じく、説明資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

令和4年度の土地開発公社の予算の概要でございます。

収益的収入及び支出につきましては、それぞれ42万円と定めるものでございます。また、2番の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は1,100万円。長期借入金、これにつきましては公有地取得が発生した場合、借入れを行うものでございます。

また、支出につきましては、資本的支出1,105万4,000円でございます。こちらにつきましても、公有地取得費及び土地開発基金への利息でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5万4,000円につきましては、前年度繰越利益剰余金で補填するものでございます。

3番の事業計画でございますが、令和4年度におきましては、公有用地の先行取得1,000万円、またそれに付随する事業費用として100万円を計上しております。なお、資金計画につきましては以下のとおりでございます。

なお、急遽の土地の購入があつて必要になった場合の予算ということでご理解をいただけるとありがたく思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程8 議第25号「吉野町附属機関に関する条例等の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中総務  
課 長

はい、失礼いたします。

それでは、議第25号「吉野町附属機関に関する条例等の一部を改正すること

について」ということでご説明申し上げます。説明資料の6ページをご参照いただきたいと思います。

改正の趣旨といたしましては、現存する委員会等の機関の一部を本庁の執行機関の附属機関として位置づけるため、関係する条例の整理を行うということで、委員会等の存在を一つの附属機関として位置づけるというところで整理をさせていただいたものです。

改正する条例の概要につきましては、改正する条例を2番の項目に載せております。

主には、吉野町附属機関に関する条例ということで、そのところに附属機関を位置づけたものと、それぞれの条例で委員会等あるいは審議会等の位置づけがなされていたものの設置の根拠をそれぞれの条例に付与したものでございます。

また審議会、協議会、委員会等の名称の変更であったり訂正を行わせていただいたり、字句の訂正をそのときに一緒にさせていただいたものでございます。

施行期日につきましては、令和4年7月1日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程9 議第26号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読

いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中総務  
課 長

それでは、議第 26 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」のご説明をさせていただきます。説明資料の 7 ページをご参照いただきたいと思います。

改正の趣旨としては、上程議案のところにもありましたとおり、吉野町消防団の条例定数を実態に見合った定数とするために、今回の改正を行うものでございます。

吉野町の消防団員の定数が、令和 4 年 4 月 10 日現在 346 名となったために、それに即した定数 350 人に改正するものでございます。

これにつきましては、公布の日からの施行期日となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 27 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策  
戦略課長

失礼いたします。

ただいま上程いただきました、議第 27 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」ご説明申し上げます。引き続き、議案説明資料の 8 ページをご覧くださいませようようお願い申し上げます。

まず上段、補正額、補正予算の概要でございます。

第 1 条、歳入歳出の補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ 6,029 万 9,000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を 52 億 8,525 万 7,000 円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出の補正の概要についてご説明申し上げます。

まず歳入でございますが、15 款「国庫支出金」でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種対策経費負担金 838 万 4,000 円。新型コロナウイルスワクチン事業費補助金 5,191 万 5,000 円。計 6,029 万 9,000 円を増額で、歳入合計も同額の増額でございます。

次に、歳出でございますが中段、4 款「衛生費」の摘要欄にお示しさせていただいておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業 6,029 万 9,000 円でございますが、本事業はコロナワクチン追加 4 回目の接種を、3 回目接種完了から 5 か月を経過した、60 歳以上及び 18 歳以上の基礎疾患をお持ちの方へのワクチン接種のための事業費をお願いするものでございます。

次に、歳出の補正の 1 款「議会費」から 9 款「教育費」の摘要欄にお示しさせていただいております「職員給与費」でございますが、それぞれの款における職員給与費の増額につきましては、4 月時の人事異動に伴う各課の予算調整をさせていただくものでございまして、職員給与費に関しては予算の増額はございません。

このようなことから、本補正予算の歳出合計につきましても 6,029 万 9,000 円を増額をお願いするものでございます。

以上、令和 4 年度一般会計補正予算（案）第 2 号のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

( 「 質 問 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ  
んか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 11 「要望等について」

要望書が 1 件提出されております。

公益財団法人 阪本龍門文庫 理事長 久米健次氏により提出されております  
「国指定 重要文化財の修理に係る助成願いについて」を議題とし、事務局が朗  
読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

おはかりします。

本要望については、産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ご  
ざいませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本要望は、産業建設委員会に付託することにいたします。

続いて、一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございしますので、  
自席にて待機願います。

再開いたします。



日程 12 一般質問に入ります。

山本義史議員より出されております

(1) 本庁舎場所の選定について

(2) 吉野小学校、吉野北小学校の跡地利活用について

の一般質問をお願いします。

ここで、本質問事項の留意点について申し上げます。

役場庁舎設置等に関する内容につきましては、本日入札執行中であるとのことです。また、両小学校の跡地利活用に関する内容につきましては、現在総務文教厚生委員会において継続審査中であるため、委員会の審査権が優先されます。

これらの点に十分留意のうえ、質問を行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

山本議員。

山本議員

はい、5番 山本義史でございます。

質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

先ほど議長からお話あったように、入札等の関係で返答出来ないことがありましたら、遠慮なく言っていただいたら結構かと思えます。業務執行に支障を来すようなことは全く望んでおりませんので、よろしくお願いいたします。

それではまず、一つ目の質問でございます。

本庁舎場所の選定について、現在までどのように推移しているかということをお教えてください。お願いいたします。

野木議長

はい、辻中総務課長。

辻中総務  
課長

はい、本庁舎の選定につきましては、今までの間、いろんな資料の仕様を固めたり、庁舎の入札を本日も行っていると先ほど議長の発言ありましたけれども、その出すための資料というものを作成しておるっていうようなところで、今日

入札執行後、事業のほうとして着手して動いていくというような流れになっていこうかと思えます。

野木議長 山本議員。

山本議員 ありがとうございます。

吉野町役場本庁舎決定というのは、吉野町にとっては非常に重要なことだと私は考えております。私だけじゃなく、皆さん考えておると思うんですけども、3月議会以降ものすごく私が歯がゆく思っていることが一つございます。それは何かと言いますと、3月議会で町長は、吉野町本庁舎の場所の選定をスピード感を持って半年間、つまり9月ぐらいまでに行うということを何度も言っていたいただきましたが、町長はそのことを町民に広報活動をしておりますかということでございます。そして、吉野町民の意見を聞こうとしているのかということでございます。

3月以降の広報誌に、吉野本庁舎を9月までに決定する旨のことは何も記されておられません。CVY文字ニュースにも出ておりませんし、私が全て見ているわけじゃないですけども、恐らくCVYワイドニュースも出ていない。私が知る中井町長のあいさつの中にも、吉野町のイベントであいさつする中に庁舎の話は全く出てこない。どうして、このように非常に重要な吉野町本庁舎の場所の選定について、広報活動をしないのか不思議で仕方がないのですが、お答えください。

野木議長 中井町長。

中井町長 ただいまの質問に、お答えをさせていただきます。

先ほど、総務課長からお話あったとおり、庁舎の適地選定については9月末までに総合的な、資金もそうですし、スケジュール、様々な視点から議会の皆さん方に説明をするということで3月議会はさせていただいたと思います。それに関しての、本日出札でございますので、私の私見をそこに全部出してしま

うと、様々な影響が出てくると。私が言えるのは、町長選挙の時に2校の小学校跡地利用、そして庁舎、様々な点から今必要なのは、にぎわいの拠点がやはり必要であるということ。そして、公共財産が非常に吉野町は財政からすると多いですから、その視点から民間利活用、民間活力を導入するという事で、小学校のサウンディング調査も進めてきました。それをある程度、3月の総務文教厚生委員会でお話をさせていただきましたので、その時点で小学校の跡地利活用と庁舎に関しては、もう一体的になってますので、その以降しっかりと総合的な、入札もある程度出た段階で説明に入る形でしておりますので、そこは逆に言いますと、スピード感というのは全然変わっておりません。

ただ、曖昧な形で町民の皆さん方に不安をあおってしまうということは、一番やっては駄目なことであるし、それと同時に、今大きな転換期に来てます。先ほど、冒頭のあいさつでも話ありましたDXっていうのは、北見市、磐梯町でもありました。今までの行政サービスが、大きく変わろうとしています。その中で、そういったことも含めて、庁舎であり、跡地利活用を考えていきたいというのが私の思いでありますので、そういったことをご理解いただければと思います。

野木議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます。

要約すれば、この入札が終わった後、広報をどんどんやっていくよということでございますが。ただ、私はその内容とかは別に細かいことは言う必要はないんですけども、9月までに決定するという事自体を、知らない町民の方がたくさんおられる。このことについては、どうお考えですか。町長。

野木議長

中井町長。

中井町長

いわゆる行政の情報であったり、私の情報というのは、基本的にこの議会を通してある程度話をさせていただいておりますけども、例えば、CVYでそれに

ついて9月末までにある程度するとかいう形では、今の段階ではしてません。

ただ、コロナ中で2年間ほど行政報告っていうのもなかったんです。ただ、今協働のまちと行政報告の在り方も含めて、できるだけ丁寧に伝える方法というのは、昔より増えとるはずなんですね。LINEであったり、YOUTUBEであったり、そういったことをできるだけ使いながら、この入札以降、議会へのまず説明が大事かと思っておりますので、そのあと、しっかりと説明をしていくという形をとっていきたいと思っております。

野木議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございました。

スケジュール感的なものも含めて、大体わかりました。これからは、吉野町民にもっと広報し、興味を持っていただき、いろいろなアイデアを出していただき、そういう仕掛けづくりをする必要は、非常に出てくるかと思えます。何分、9月までということで区切っておりますので、時間も余りありませんので、よろしく願いいたします。

それから、本庁舎の場所の選定の話をするとう町民の方々に言われるのは「町民全体に説明会をしてほしい」と「これ何も知らなかった」というふうな意見が出ておりました。ぜひ、町民の方々への説明会を開いていただきたいと思うのですが、町長、どうですか。

野木議長

中井町長。

中井町長

先ほどの行政報告とか町民の皆さん方に全体の説明会したから、全て届いてるかっていうのも、過去のいろいろな説明会を見たときに、私は全てではないなと思っております。ですから、様々なDX、オンライン、そういった形も駆使しながら、例えば、議会の皆さん方に先ほど入札の話しましたがけれども、数字的なものも含めて、これを示した中で議会の皆さん方も判断をそこでしていただかないといけないと思うんですね。そういったことも踏まえた上で、しっかりと

説明、報告をさせていただきたいと思っております。それがそのままに意見を聞いてしまうと、その意見というのも様々な意見がありますし、これから未来の子供たちに向かって、どういうふうな行政サービスがというのもイメージを伝えないと、昔のままの庁舎のイメージだけでは、皆さん方は止まった形の中で判断、要望になってきますので、そこも含めて説明をしてまいりたいと思っております。

野木議長

山本議員。

山本議員

町長言われたとおりだと思います。

説明会があって、それで全てが終わるということは全くありません。

ただ、それは一つの機会で非常に大切な場であると思っております。ぜひ、これを実行していただいて、ただそれで、全ての町民の意見を聞いたなんていうことは全くないと思います。そこからいろんな発想が出てくる、各種団体で意見が出てくる。そういった方向性になると思っておりますので、最終的な感じで町民に説明ではなくって、いろいろな基礎的な話、議会で話をするようなことも、ちょっと重複するかもわかりませんが、そういったものを直に町民の方にぶつけるような機会を持って話をさせていただかないと、みんなうわさばっかりに振り回されて「これはこうやねんと、これはこうやると」「そんなあかんやん、そんなあかんやん」でそんな話になってくるので、やはりそういった機会を必ず持つていただきたいと思っております。

私は基本的な調査とか、そういったことは非常に重要です。出来もしないところに建てる言うてもしょうがない、お金が全然足らんのに建てる言うてもしょうがない、やっぱり基礎的な調査をして、可能性を考えて決めていかなくてはいけないのですけれども、その上で一番大切なのはやっぱり、吉野町民の方々の意見を聞く。次に、職員の方々の意見あるいは利便性を考える。それから、町外の来庁者の利便性というものを考えるということだと思っております。そういう意見を集めまして、皆さんが納得できるような案を出していただきたい。より良い本庁舎の選定を行ってほしいということを言うております。

そして、これも一人だけの意見ではないのですけれども、意見がもし、大体の人が納得するんやったら良いけども、非常に際どいところになった場合には、最終的には住民投票もしてほしいという意見も結構いてるんですよ。その辺りは町長どのようにお考えですか。

野木議長 中井町長。

中井町長 その件に関しましても、9月の議会に恐らく議会の皆さん方に提示をさせていただきます。それを受けて、議会の皆さん方も判断をしていただくことになろうかと思えます。その後になろうかと思えます。それをするとかしないとかっていうことは。

やはり我々は町民の代表である二元代表制、私は首長です。皆さん方が議会でございますので、それも町民の皆さん方の代表でございます。ですから、そこに対してまず、執行部側としてはしっかりと資料、そして精査できるものを提示して判断をいただく、その後のことは、私は今のところは語るつもりはございません。

野木議長 山本議員。

山本議員 はい。考慮していただいて、議論をしていただいて、より良い吉野町の本庁舎ができる場所を決めることができることをお祈りしています。

それから、もし支障があって答えられなければ全然問題ないのですが、まだまだこれから煮詰めていく話でしょうが、今現在、大まかに町長が財源はどのように考えておられるのか、ざっとしたやつっていうのはどういうふうに分けられとんか、今のところまであまり考えてないとか、考えてないことはないでしょうけども、言う段階ではないというあれでしたら結構なんですけど……。非常に庁舎言いますのは、なかなか補助金とか出にくい、いろんな施策をやって、道の駅をつくるとか、にぎわいの場所をつくるとか言えば、そこに補助金、臨時財政対策債ですかそういったものを、過疎債とか使うことできるんですけ

ど、庁舎そのもの自体には、多分補助金は出てこないかと思うんですけどもね。どうですか。

野木議長 中井町長。

中井町長 財源につきましては、私も議員時代に熊本地震等々、耐震が出来てない庁舎に関しては、その制度を使ったらどうかなっていうのを一般質問させていただきました。ですが、その制度を使う期限は切れております。ですから、財源につきましては総務省からも黒田参事にお越しいただいてます。そして、中期財政計画の中でどれぐらいまでならば町民行政サービスに影響が出ないか、そしてまた、どういうふうな形が一番吉野町にとって将来に財政的負担が少ないか、様々で財源の確保を当然、吉野町は過疎債というものもありますけれども、将来的な中期財政計画をもとに財源、出来る限り集めるやつは情報収集して使っていきたいと。ただ、これは出るというのは、今のところはまだ決まっておりません。

野木議長 山本議員。

山本議員 役場職員の方もいろいろ知恵を持っておられると思いますので、いろいろなものをフル活用してやっていただきたいと思います。

最後にちょっと町長に確認なんですけども、3月議会で吉野町本庁舎の場所の選定を、スピード感を持って半年間、つまり9月末までにやるということは何度も聞いておりますし、言っていただいております、宣言していただいておりますが、9月末に本庁舎は最終決定まで持っていくつもりですか。

野木議長 中井町長。

中井町長 はい。今入札に向けて、今日やっています。

あらゆる可能性の中で、どこに持っていくか、それをやはり示していかない

と、私が9月末の議会に決定しなければ、議会の皆さん方も判断出来ませんので、場所の部分に関しては9月に執行部から説明をしたいと思ってます。

野木議長 山本議員。

山本議員 先ほどの話にちょっと戻りますけど、9月議会で決定してから町民への説明があるという段取りの感じですね。

野木議長 中井町長。

中井町長 大まかな流れはそれです。

ただ、私が今の吉野町の実態を把握しないといけない。それに関しては、総務課のほうにも指示を出しながら今、町民窓口どうなってるか、そして行政のサービスをどういう方々が受けてるかも含めて、やはり今の実態をまず調べてくれと、これは言ってます。

それに応じて、先ほどのDXの各役所の調査もさせていただいたり、ヒアリングもして、これから目指すべき行政の役所というのはどうあるべきか、それは実態も含めて9月までには実態調査していくということでございます。

野木議長 山本議員。

山本議員 ありがとうございます。そしてそれが決定次第、吉野小学校・吉野北小学校の跡地利活用について考えるということだと思います。時間が9月ということで余りありませんが、十分に町民の皆さんに理解してもらおうように努力していただきますことをお願いしてあげたいなと思います。

続きまして「吉野小学校、吉野北小学校の跡地利活用について」ということで質問させていただきます。

3月議会のときに、下中議員の質問の答えの中で小西課長が「内部的には当然ながら進めるが、外部的には適地選定が必要。終了してから行いますよ」と



いう発言があったんですけれども、吉野小学校・吉野北小学校の跡地利活用について、前回の3月議会以降の内部的な動きというのは、どういうふうになっているのか教えて下さい。

野木議長 小西政策戦略課長。

小西政策戦略課長 期中の委員会で恐らく、3月9日の総務文教厚生委員会での私の発言かと思われま。

外部的にはというところの部分と内部的なという形でご発言させていただいたと思うのですが、内部的にはということについては、私どものほうの内部での事務手続の確認とか、その辺のところもやらせていただくというところまでございまして、当然ながら担当者も設けて、その事務についての現状の把握とかその辺の確認をさせていただいておるというところでの内容でございます。

野木議長 山本議員。

山本議員 はい、ありがとうございます。

事務的なことをやってますよと、外部的には置いとくと。置いとくというか、要は決定してから、先ほど話の後にやるよということでございます。

吉野町の本庁舎問題と同様、この2校の小学校跡地利活用も非常に重要な案件であるにも関わらず、吉野町民にこのことを知らない人が多過ぎるということでございます。

つまり、町は広報していないと考えます。吉野町のより多くの方々に知っていただかなくてはならないと考えているのですが、その辺りはいかがですかね。先ほどと同じような考え方ですか、町長。

野木議長 中井町長。

中井町長 はい。この件に関しましても、3月議会でも適地選定後ということになって

ますので、その方向性が決まっていな中で、あまり詳細なこと突っ込めないということもございます。その状況に関しては、多分議会での広報誌とかになってこようかなと思います。これは我々執行部側としても、しっかりとその辺の情報を伝える努力も、どんな形であればできるかということも、今後また広報の部分で精査もさせていただきながらやっていきます。

それと同時に、課題になる部分というのは、議員の皆さん方にも、やはり町民さんの、先ほどの二元代表制でございますので、そういった部分も執行部側にご意見いただくのも、まちづくりの一つにつながっていきますので、そういった部分でも足りない部分のご協力、ご支援をいただければと思います。

野木議長 山本議員。

山本議員 いろんな方法があるかと思しますので、促進これからしていただきたいと思っています。

それから、吉野町小学校跡地活用地域懇談会を3回開催していただいたという報告がございました。

しかし、3月議会の辻内議員の質問の中にも「何々地区の自治会長も懇談会の存在を知らなかった」という意見がございました。小学校跡地利用活動についても町民の方は、知らない人が結構多いんですね。先ほどと重複して同じことを言いますが、懇談会のメンバーの方々には出席していただいて、ご意見をいただいて非常に貴重な意見だと私もこの報告書、案を見せていただいて思っておりますけれども、各代表者が出席して3回やっただけの懇談会で良いと考えておりますか。これが、吉野町民の意見の集約と考えておられるのですか、町長。

野木議長 中井町長。

中井町長 今回の懇談会というのは、検討委員会でも何もございませんので。基本的に、行政と住民自治の中でいくと組織団体が多いわけです。総合計画するときにも、

その組織から出てもらう。それで、ある程度の方向性を決めていくっていう、それが出ていただく組織の代表者であると。

今回の場合は、これから先に向けて利活用、特に若い世代であったり子育て世代であったり、そういった人たちが今、実態としてどういう動きをしているのか。それを、参考的に意見を聞くという場面で三回程度をさせていただいた、そういう意味合いでとらえていただいたらいいのかと思ってます。

野木議長 山本議員。

山本議員 意味合いは、よくわかりました。それは非常に大切なことだと思います。

学生の意見も、お年寄りの方の意見も、働いている方の意見も、いろんな意見を聞いていただいたらいいかと思います。

この吉野町小学校跡地活用地域懇談会、吉野小学校・吉野北小学校学校跡地利活用方針（案）というところ、ここにメンバーが載っております。

吉野町区長連合会、吉野町社会福祉協議会、吉野町老人クラブ連合会、吉野町教育委員会、吉野町連合PTA、吉野町消防団、吉野町商工会、吉野貯木未来会議、生き生き町づくり燦・産・参、よしのっこ食堂、にじいろサロン、吉野中学校生徒会、その各団体の代表者が参加ということになっておると。何か足りんなという。何でやろうなと思います。どうして吉野町の基軸産業である木であったり、製材関係、それから観光関係が入っていないのかは不思議でならないんですけれども、いかがですか、町長。

野木議長 中井町長。

中井町長 恐らく、前の3月議会するときにも商工会という組織が経済団体です。そこに、観光の方もおられます。製材に関しては、貯木未来会議ですよね。これが今、現実的に製材工業組合の中に未来会議となる。ですから、そこは若い世代の声を反映させていただいているという形で、その懇談会は補えている考えてます。

野木議長	山本議員。
山本議員	<p>吉野町商工会だけに、吉野町の基軸産業二つの意見を任せるのは、ちょっと無理があるんじゃないかなという考え方です。</p> <p>もう一度、別の懇談会ということはないですけども、いろんな意見を吸い上げるということで、木・製材関係の懇談会や、あるいは観光関係の懇談会も開いていただき、三つの観光協会もありますし、吉野ビジターズビューローもございますので、そういった機会を広げていくということは、今後考えておられますか、町長。</p>
野木議長	中井町長。
中井町長	<p>今の跡地利活用においてですか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「そうです」 の声あり ）</p> <p>基本的に、サウンディング調査をさせていただきました。適地選定が、おそらく9月中で出てこようかと思えます。おおむねサウンディングの中も含めて、民間利活用の可能性であったり、また公共的に可能性っていうのは、一定程度3月議会に出てきてます。ですから、ある程度その部分と懇談会の意見、そして、いわゆる一人ずつ聞くっていう形っていうのは、恐らく今の中でいくと、庁舎の適地選定が終わった後しか進めませんのでそこに関しては、今までのやってきたこと、そしてこれからどうするべきかという方法についても、一度精査をさせていただきたいと思えます。その中で、どういうふうな情報伝達が必要であるかっていうのをやっていきたいなど。ですから、議員おっしゃるように、今までの組織でいくと6,000人のうち、どれだけの方に伝わってるのか。お勤めの方とか、全然自治会に組織してなかった。結構、私も分析してますけど、昔のように商売されてる方は確実に減ってるんですね。ですから、お勤めの方にどう伝えるかっていうのもこれから大事かなと。ですから、受益に関わる人だけを対象にした意見を吸い上げてしまうと、今までと同じような構図にもなってしまいます。ですから、バランス良く、町民の皆さん方の意見を聞いてい</p>

くやり方は何なのかということは、これからもしっかりと検討してまいりたいと思います。

野木議長 山本議員。

山本議員 バランス良くってというのは非常に大切だと思います。ただ、吉野町の基軸産業をやっぱり無視することは出来ないと思います。サラリーマンの方の意見も聞き、基軸産業の方の意見も聞き、それこそ先ほどのこの懇談会のメンバーの方々の意見も聞き、いろんな意見を聞きながらつくっていかないといけない。サウンディング調査とそれを合わせて、ミキシングして、より良いものを考えていかんとあかんのと違うかなと思っております。

その10月以降の、今後についてどのように考えておられるのかというのを、簡単に結構ですのでちょっとお教えいただけたら……。と言いますか、もうちょっと具体的に言います。令和4年度の下期に公募・選定と検討という、この報告書の中なんですけれども、これ読むとあかんのか……。公募・選定と検討とを並行してやりますよと書いてあるのですが、平行ではなく検討してから公募・選定になるんじゃないかなと思うのですが、その辺りはどうですか。10月以降になるんですかね。その庁舎が選定した後に、公募と選定というのと検討が並行してする方向になつとるんですけれども、これは並行ではなく、検討してから公募・選定になるんじゃないですか。

野木議長 小西政策戦略課長。

小西政策戦略課長 恐らく議員がおっしゃっていただいているのは、今ご指示いただきました、3月9日の総務文教厚生委員会でお示しさせていただいたところの、今後の基本方針についてというところの、令和3年度において学校跡地の利活用方針案策定の確定と今後のスケジュールというところで、利活用方針の策定、それから事業者の募集、選定。公共による利活用の検討、それから……。というところの部分かなと。この中で、事業者の募集の選定と公共施設の利活用の検討という

ところが並行しているというお話かなと。

まず、公共による利活用の検討というのは、令和3年度におきまして学校跡地の利活用方針案のところの部分で、吉野北小学校に関しては公共による利活用を推進するというところの部分で、その資料のほうに載せさせていただいたと思います。その公共による利活用の検討が、この検討というところの部分。それから、上段の事業者の募集・選定というのは、吉野小学校に関しては民間による利活用を推進するというところの部分でお示しさせていただいています。その関係の部分の公募と選定というようなどころの部分で、施設が違うというようなどころの部分でご理解いただけたらと思います。

野木議長 山本議員。

山本議員 わかりました。要は、もうこれは大体決まっとるわけですね、二つ。吉野小学校と吉野北小学校の進む方向は。

野木議長 小西課長。

小西政策戦略課長 決まっておるというのが、その当時、説明させていただいた利活用方針案としては、吉野小学校はこうだ、吉野北小学校だというふうなところの部分のスケジュールを、現在のところの部分については、庁舎の適地の管理をするまで利活用事業は着手しないというところでございますが、着手ができるというのは、庁舎の選定の部分が終わっての段階で、現状の部分どうなるかわかりません、庁舎に関しては。ただ、現状の部分の利活用方針としては、こういう形で進めていこうというところの部分で、ただ、庁舎の選定のところの事業地自体が、学校の跡地の部分にかかってくるということになりましたら、またスケジュールが変わってくるというのは、当然ながらの話でございます。あくまでも、令和4年3月9日の時点でのお話であって、私どものほうは今現状、内部的な事務手続のところしか動けてない。というのは、動いたとしてもまた違った形になるかわからないというところで、先ほど事務手続のところの部分

ご説明させていただいたということでございます。

野木議長 山本議員。

山本議員 ちょっと時間もございませんので、また委員会なり何なりで。

私、そもそもサウンディング調査、非常に必要ですし、立派なもんが出ておりますけれども、それだけではやっぱり町民の意見や役場の職員の意見を十分取り入れ、それらを融合させて良いアイデアを作らなあかんというのは、もう基本的だと思います。また、優先すべきは町内の企業、町民であり、そのあとが町外企業になるんじゃないかなというふうに根本的なところの立場で考えておりますので、本日一般質問しました2件、非常に重要な2件の事業でございます。より良い吉野町にするために我々も含め、より多くの方々の意見を聞き、吉野町の方角性を一緒に考えていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

時間になりましたので、ありがとうございました。

野木議長 本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく1時間20分を経過しようとしております。

ここで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における議場の換気のため休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

( 午前11時18分 休憩 )

( 午前11時25分 再開 )

野木議長 再開いたします。

続いて、辻内正誠議員より出されております、

(1) 第5次総合計画について

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

2番、辻内でございます。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回は、第5次総合計画に関して質問させていただきます。

まず、CVYを見ている方に簡単に一言だけ説明させていただきます。

昨年11月の広報に挟んであった、この厚紙の「第5次総合計画概要版」この本編に関してでございます。質問の本題に入る前に、今回なぜこの質問を私がするのかということをお願いしたいと思います。

私は今まで議員とならせていただいてから、毎回一般質問をさせていただきました。それらは全て住民満足度、あるいは吉野町の魅力度を向上させたいとの思いが、どの質問にも込められています。では、この住民満足度、吉野町の魅力度が結果的にどのような指標に現れるのかということをお自分なりに考えたときに、人口の減少スピードが人口問題研究所の想定、つまり2040年には3,600人になるという国の試算よりスピードが落ちること、これが最終的な指標ではないかと私は考えています。吉野町から出ていく人を減らし、吉野町に入ってきてくれる方をいかに増やすかが、最上位である指標ではないかと考えるわけでありまして。こういう視点で、この総合計画を見てみます。

この総合計画は、2021年から2025年に吉野町がやるべきことを160ページにまとめられていますが、本日はこの計画をつくるにあたって参考にされたであろう住民アンケート、その中の一つの項目であります、定住志向に関して「町外に引っ越したい」という方が19%、およそ5人に1人が「吉野町に住み続けたくない」と考えておられる事実とその結果を受けてつくった総合計画が、この実態を改善するに値するものかという視点で質問させていただきます。

結論から申しますと、私は今の施策では次回、同じようなアンケートを取ったとしても、ほぼ同じような割合の方が「町外を引っ越したい」と回答するのではないかと危惧しております。また、この町外へ引っ越したいという人の割合を減らすことこそが、最上位の自治体運営の課題ではないかと考



えます。

まず、何点か確認をさせていただきます。

まず、一点目の確認。町長に確認いたします。

そもそも論ですが、町外へ引っ越したいという方の割合 19%、5人に1人。私は非常に多いと考えます。それらを減らすための対策が必要であると考えます。

町長はこの率を、どのように受け止められていますか。多い、あるいは、まあそれぐらいおつても仕方ないやろうなあと、数字の受け止め方は人それぞれでございます。どのように受け止めておられるか、町長一言で簡単にお問い合わせいたします。

野木議長 町長。

中井町長 ただいまの数字についてお答えをさせていただきます。

この根本になるところに、2018年に日本創成会議が発表した自治体の消滅可能性都市。このときに、20代から39代の女性が人口の減少率が高いという中で、吉野町は第9位やったわけです。そういった数字が、やはりこういうところにも反映しているということで、具体的には多いと思います。

なぜかという、世帯数の割には人口が減っているということが一番大きな原因かと思っております。引っ越したい原因というのは様々理由があるのですが、率直に数字だけでいくと、やっぱり何とかせなあかんという認識でございます。

辻内議員 はい。同じ認識で、まずこれで答弁の土俵に立てたなどこのように思っております。

それでは、二つ目の確認。

この計画をつくるのに、コンサルタントをつかっておりますが、このコンサルタントについて確認いたします。

まず一点目、コンサルタントの総額はいくらですか。町長もしくは担当課長

の回答をお願いいたします。

野木議長 小西政策戦略課長。

小西政策戦略課長 第5次総合計画策定に伴うコンサルタント費用でございますが、純粹に第5次総計だけで契約いたしておるものでございませんので、総合戦略のものも含めてということで、契約させていただいておりますので、その数字でよければご回答させていただきますが。

辻内議員 それで結構でございます。

小西政策戦略課長 議長。

野木議長 はい、どうぞ。

小西政策戦略課長 第5次総合計画に伴うコンサルタント費用につきましては、総額で2,926万円の経費を要しております。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 約3,000万円ということで理解いたします。コンサルタントの役割についてお尋ねします。

このコンサルタントの主たる役割は、住民の方あるいは町職員の方々の考え方や思いを知って、それをまとめて、きれいな冊子に仕上げるのが目的ですか。

それとも、吉野町の弱点はこうだから、こうしたらどうですかという本来のコンサルタント、私は本来という言葉を使いますが、皆さんが本来のコンサルタントをどう理解するかは別です。本来のコンサルタントの意味をなしてる仕事ですか。町長か担当課長、簡単に思いで結構です。

野木議長	小西課長。
小西政策 戦略課長	<p>まず、このコンサルタントに要した費用の委託をさせていただきました、委託の内容をまずご説明を申し上げます。</p> <p>住民アンケート、各種団体へのアンケートの取りまとめ・分析でございます。その次に、団体ヒアリング、移住者の方へのインタビューの実施・取りまとめ、住民参加の町民の Café&amp;Talk の実施、またその支援、それから庁内の検討体制の確立と運営、庁舎内、役場の部分でのものも含めてでございます。また、審議会の開催、運営のための支援。それから、先ほどおっしゃられました、計画書・冊子の作成。加えて、総合戦略の人口ビジョン策定の運営の支援をいただいたというところでございます。</p> <p>コンサルタントの発注に関する、私どもの考え方でございますが、まずコンサルタントに関しては、職員の能力の有無は関係なく、臨時的なコア事業の履行に対して、町職員の人件費を直接投入することよりも、アウトソーシングを行い、リソースを集中させ生産性を上げることが可能という部分でのものがございます。まずは、マンパワーの補填。私どものような形の小規模団体では、専門職員の配置というのが望めない。専門的見地の投入ということで、各団体での策定実績があつて、時代に合ったトレンドを投入することができる。また、見えないコストの削減。アンケート等の設計・集計の業務を一括発注することでコストを削減するという部分です。</p> <p>ただ、じゃあ、どうなのっていうところがございまして、他団体はどういう形でやっておるかというのをご説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、近隣の市でございますが、公表されている部分で橿原市、天理市、桜井市。比較的規模の大きな団体の部分でございますが、いずれの市においても3,000万円弱。まず3,000万円の費用での委託契約を結ばれておるとい部分でございます。</p>
野木議長	辻内議員。

辻内議員

大体わかりました。

この冊子を端から端まで読んだ人が、どれだけいるかわかりませんが、私は何度も読んでます。はっきり言いまして、私が思うコンサルタントの名のつく仕事ではないなど。これはもう、今小西課長からおっしゃられた、あくまでも役場職員さんのマンパワー不足。この不足することに職員として雇うことよりは、確かに長期的で見れば安い。あるいは、コンサルタントの専門的なまとめる力もある。そういうことだなどと思います。このことについては、後ほどまた述べさせていただきます。

次に、確認させていただきます。

この計画それぞれの施策に、2025年に達成すべき指標、つまり数字が示されています。そして、その全体目標が138ページに示されています。その目標は、各施策における達成度合いが80%から100%の割合が、全体で75%あれば良いという目標になっています。つまり、4つの施策があれば、3つがそこそこ出来ていれば合格、1つが出来てなくてもオーケー。こういうことが、138ページに示されてあるわけです。こういうことでよろしいのでしょうか。目標を立てた時点から出来ないこと、あるいはしないことを前提にしていると、こういうふうにしかならないんです。目標は、立てた限りやり切る。目標は、まずは100%達成すべきであると。達成すべきが目標であると、こういうふうに思いますが、75%の意味というか思いを担当課長か町長のほうからお願いいたします。

野木議長

小西課長。

小西政策  
戦略課長

ただいまの議員からのご質疑が、冊子の138ページの「効果的で効率的な行政運営の推進」というところの部分で、現在の状況が50%の目標値が75%、目標を達成した結果の割合のところの部分でのご質疑かと。

まず、75%で良いのかというところでございますが、第5次総合計画は10年間の計画でございます。基本計画は、前期と後期で5年ずつに分かれているところがございます。各種の体系は10年変わることなく、将来像のために実施

する施策でございます。現状 50%、前期計画で 25%上昇させて 75%、後期でさらに 25%を上昇させて、10 年後の第 5 次総合計画終了時には 100%を目指すというところでございます。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 それはちょっとおかしいんじゃないですか、目標値は 2025 年で書かれていますよ、全ての施策の。その目標を達成出来るのが、80%から 100%が全体の 75%で良くて、そういうふうはどう読んでも、これ読み取れますけどね。私の読み取り方が悪いわけですか。悪いと言われれば、もうそれで納得いたしますけれども……。あくまでも 2025 年の施策の達成は、各施策の目標だという、こういう理解で良いわけですね、逆に言うと。

小西政策戦略課長 この第 5 次総合計画につきましては、2021 年から 2030 年までというところでの計画でございます。

辻内議員 だから、138 ページの見方は、この各施策に書いてある 2025 年の指標とは、リンクしていませんと、こういうことですね。

小西政策戦略課長 いえ、2030 年までの段階において、2025 年で 75%、後期分として 25%を足して、総トータル 100%という考えでお示しさせていただいております。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 ちょっと話がかみ合わないですけどね、この施策それぞれのページに 2025 年の目標値が書いてあるじゃないですか。この目標値は、2025 年度にどういう状態だったら良いですか。2025 年度には、この各施策の目標値は達成してないといけいけないんですよ。それはしなくて良いという考え方ですか、小西さん。

野木議長	小西課長。
小西政策 戦略課長	2025年には、それぞれの目標値の達成は当然必要だと。 それぞれの施策のところで、2025年度目標達成値の部分をお示させていただいておるといところで、最終達成の部分として、2030年の段階のときに100%という形でお示しさせていただいたつもりでございます。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	考え方は分かるけど、あまりにもこの書き方が不親切というか何というか、ようコンサルタントもこんなもん作ったなと思うんで、感想で終わっておきます。 それでは、次の質問させていただきます。 この総合計画で、各施策はその目標を達成するために、役場がやることと共に、個人でできることと地域でできることが、全ての施策について書かれています。逆に言うと、個人や地域でやってもらわないと、この総合計画がその方向へいかないと考えているんですが、住民の方には概要版しか配付されていません。住民の方は、どのようにして個人でできることを、逆な言い方をすると、役場としては、個人レベルでしていただきたいことを、どのようにして住民の方に伝えるんですか、お願いします。
野木議長	小西課長。
小西政策 戦略課長	役割分担に関する周知のお話かと。町内の全世帯に総合計画の概要版をお配りさせていただくとというのが、今議員がご指摘の部分、また加えて、小学校の子供にも子供版を配付させていただいたと。町が今、どういう方向性でまちづくりを進めているかというのを知るきっかけとして提供させていただいておると。概要版や子供版にQRコードを掲載しており、それを読み込んでいただ

くことによって、町のホームページで、その部分の冊子の内容を見ていただくことが可能と認識いただけるようになっております。

また、個人や地域の役割の分担に関しては、本来望むべきものであるとございますが、決して強制的にさせていただくことではない。本町のまちづくり条例に定めのあるように、町民の役割、地域自治会の役割等については、改めてそちらで記してあると。それは、概念的なところの部分の条例で定めさせていただいておると。役割について、個々別々に周知・説明しているということではございませんが、様々な事業を通じて、事業をしていく中で、住民の方々に取り組んでもらうことという形で、総計のところの役割ということできさせていただいております。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 おっしゃることわかるんですけども、例えばQRコードからアクセスして一体、何人の人が本編を目にしたんだと、こういうことになると非常に少ないと思うんです。

また一方でおっしゃるとおり、いろいろなこれ施策ごとですから、総合計画として周知しなくても、いろんな施策として周知されてるって、そういう考え方も分かるんです。

ただ私は、議員になるまで一般の住民の一人でした。実際、正直申しまして、こういう計画があること自身を知らなかったです。そして唯一、町の行政に興味を持つのが、毎月配られている広報誌。広報誌の例えば、毎月1ページさいて、全ての施策が重要かどうかは別にして、まあ20ですから、30でしたら約二年経てば、住民さんにこういうことを吉野町は望んでるんだよということをお伝えすると、そういうことをされたほうがより……。これどっちにしても、吉野町の進みたい方向ですから、知っていただくことがいいんじゃないかなと、このように思います。

次に、町外に引っ越したいと考える要因分析となると思うであろう「重要度」と「満足度」について分析してある、16ページと17ページに関して質問させ

ていただきます。

結果的に、この満足度が全体的に良くなると町外へ引っ越したいという方が減らないと考えます。このページで「重要度が高くかつ満足度が低い」次の三点について考えたいと思います。

一つ目、地域医療の充実。二つ目、公共交通。三つ目、安全で快適な住環境の整備。この三つですね、前回の第4次後期の総合計画アンケートでも「重要度が高く満足が低い」項目でした。そして、今回の第4次総合計画が行われつつあったときに、第5次のアンケートが行われたと。結果同じく「重要度は高く満足度は低い」と、むしろ「満足度」は悪化してると。つまり、第4次の取り組みの効果が何も出ていないと。もしくは、悪化のスピードは遅くなってるかもしれないが、満足する方向に軌道修正はされていないと。この三項目に関してお尋ねします。

第4次後期計画と第5次前期、今回の計画について何が違うのか、町長からでも結構ですし、担当課長からでも結構です。

まず、最初の地域医療への充実の取り組み、何が変わっておられますでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

辻内議員の、今の「満足度」と「重要度」、全体のことも含めて私のほうから答弁させていただいて、詳細について課長からお話をさせていただきます。

その前に、先ほどこの総合政策をいかに町民さんに伝えていくか、これは非常に私自身も重要だと思ってます。従来の形では、なかなかホームページだけでは見なかったり、興味のある部分しか関心を持たないというのがございます。ですから、先ほどちょっと行政報告会の話もしましたが、できる限りこれからDXの形で、それと同時にアナログとこのミックス、ハイブリッド、こんな形を少しずつ政策テーマごとにやるのも、私自身の責務かと思ってます。一人でも多くの方に伝わる方法を、ラインとかも含めて充実してきてますので、しっかりと伝えていきたいと思ってます。



その中で、先ほどの「重要度」と「満足度」ですけれども、まず地域医療の充実でございます。こちらに関しては、もともと吉野病院があった段階、4次総合計画のとき、それが南和企業団になりました。その中で、診療科目であったり減ってる部分があります。経営的には、ある程度急性期も受け入れる状態になってるのですけれども、やはり身近な病院に今までの診療がなくなっている。それと同時に、開業医が少なくなっているということも含めて、この辺の部分を満足度に転嫁できないというところがあると思っております。それに関しては、今後南和企業団を中心とした広域エリアの中で、県のほうも南部東部の地域振興を図る条例が4月から出来ました。それぞれ広域化の中で、その満足度を上げる。逆に言うと、安心度を高めるような形で医療の充実を図っていきたいと思っております。

そして、利便性の高い交通システム。この辺もやはりコミュニティーバスで、定時・定路線でやってきて、なかなかそのままでは住み続けられないというのが、私も町長選挙のときに路線が廃路になったところの方々の意見も聞かせていただきました。それだけで全部満足度が上がる、今デマンドに切り替えてますけれども、まだデマンドでも、どれだけの効果があるかというのは、今検証中でございますけれども、やはりそういう4次のときに課題があった部分を、少しずつデマンドで対応できるようにしてるということで。

もう一つは、子供たちです。学生さんが通うときの送り迎えっていうのが、大きく保護者としては負担になっているのかなと。その辺を、どういうふうに改善していくかというのも、今後の子育ての部分で、少し満足度を上げていくことによって、後が重要けれども、満足度は上がることになるのかと思っております。

あともう一つ、安全快適な住環境に関しては、これはやはり空き家かと思えます。危険家屋が増えてきて、今でも各自治会から特定危険家屋に認定するという手続作業も含めると、様々な住環境が充実していかないといけない、利活用も含めて体制を持っていかないといけないと思っております。その中でやはり、町外に引っ越したいっていう方々のアンケートだけではなくて、2月末から転出者のアンケート、理由も含めてそれも、今職員のほうでとってもらってます。

ですから、この辺の分析もしっかりとしながら満足度を上げていくということと、重点的な施策をどこに打つべきかというのを検討していきたいと思っております。

野木議長 小西課長。

小西政策戦略課長 議員からご指摘のあった、満足度が低い地域医療。それからあとの項目でございますが、町長の答弁以外のところの部分で、若干補足をさせていただきたいと思っております。

地域医療の充実につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、平成28年に医療企業団再編によって、新たに急性期が生まれたというところと、慢性期で分かれたというところがございます。加えて、企業団化したところの部分として、ドクターヘリの運航、今までなかった形のものが出来たと。先般、企業団から連絡がございまして、企業団の部分で、あそこにドクターヘリがあると。あれは、企業団のドクターヘリではございません。奈良県が運営するドクターヘリでございまして、あそこのドクターヘリが、奈良県中を飛んでということなんですけど、利用回数っていうのが十津川村に次いで、吉野町が二番目に多かったというところで、ドクターヘリがあそこにあるということで、迅速な医療提供が出来たという部分は、非常に以前よりも良くなった部分かと思っております。

また、発熱外来棟を含めて新たに建設されるなど、さらなる医療体制の充実を図られていくと考えております。町としては引き続き、町の病院ではございませんが、町民の安心安全となるように、南和医療企業団に働きかけていきたいと考えております。

また、安全で快適な住環境の整備でございまして、当然ながらその空き家、空き地の部分でございまして。昨年の機構改革に伴って、空き家に関することの事務は全て一つの課ですという形で組織を改編させていただいております。空き家の現状調査から利活用について、一体的に取り組む形の部分での担当課を設けた。今年度は、空き家の現状調査をすることに加えて、新たに特定空家等の

除去補助金制度を創設させていただいて、危険倒壊空き家の除去、それから、このような取り組みや町営住宅の環境整備を促進していくことで、町民の満足度を向上させることができると考えております。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。

確かに、進歩があるということは理解いたしました。

二点ほど申し上げたいと思います。

まず、デマンドバスと地域医療に関してでございますが、デマンドバスに感謝の声たくさん聞いております。ただ、デマンドバスに対する住民の方の感じていることと役場の考え方の違いについて、ご参考までに述べておきたいと思います。

デマンドバスの利用者の多くは、車を持ってないお年寄りでございます。その行き先の最も多いのが吉野病院でございます。結果としてデマンドバスは、高齢者福祉の一環だと、このように理解されている住民の方は非常に多くおられます。一方、役場の立場というのは私の理解では、極端に言うと、奈良交通のバス路線がなくなった公共交通のかわりをするものだということで、ここに若干ギャップがあるということで、私はやっぱり地域医療というのと地域交通、公共交通というのを、やはり一体的に、もしくは総合的に考えていかなければならないのか、こういうふうに思います。

それから次に、安全な快適な住環境で私が見る限り、第4次と第5次の違いを見ると何も変わってなくて、個人的には、耐震の診断を受けましょうぐらいしか変えてないなということなんですが。これは私のアイデアですけども、今空き家バンクに登録すると、空き家の改築の補助金制度というのがありますが、片方で空き家バンクの登録数が少ないという悩みがあります。一方で、吉野町を見ると高齢者の一人、二人世帯の家がたくさんあります。非難を覚悟で言えば、空き家予備軍でございます。私が住んでる家も私一人ですから、空き家予備軍です。いろいろな条件、かなり整理しないとイケないと思いますが、空き

家になってから空き家バンクに登録してもらって、空き家に住む人が出来てから補助金を出すんじゃなくて、空き家になる前に空き家バンクに事前登録してもらう。空き家バンクとして、将来的に空き家を譲ることを約束してもらうことを条件に一定の補助金を出す。こういうことをすれば、水回りの補修など、水洗トイレでないものが水洗にできるとか、そういうこともできる。これはアイデアの一つでございますが、そんなことも可能かなと個人的には思っています。

まとめといたしましては、もう二年後には、次の後期 2026 年から 30 年に向かう総合計画の作業が始まるわけですので、今の施策のままでは、その前に同じようなアンケートを行っても、やはり町外へ引っ越したいという方は、そんなに減らへんのちゃうかなと。1月から6月の広報の最終ページに記載されています合計見ますと、減少が 81 世帯、増加が 44 世帯、減少の数を見ると、決して死亡数、亡くなられたためにその家が空き家になっただけじゃなくて、意識的に出ていっている方もおられるんやろなとこのように思うわけでございます。やっぱりそのためには「重要度が高くて満足度が低い」課題に対して、もう少し深掘りをして施策を考えないといけないと思います。

役場の方がブラック企業という言葉があって、ブラック職場になってはいけませんけども、もう少しお知恵を絞っていただけたらなとこのように思います。

団塊の世代の方が後期高齢者になります。吉野町では最も多い世代です。この方々が、吉野町出ていきたい、そして出ていくということが起これば、関係人口やUターン、Iターンの取り組みを充実させても、人口は加速度的に減ってしまいます。繰り返しになりますけども、住民の満足度を上げて、町外へ引っ越したいという人の割合が少しでも減ること。吉野町の人口スピードが少しでも鈍化する取り組みを、もう一度考えていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

野木議長

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は、午後1時といたします。

( 午前 11 時 56 分 休憩 )

( 午後 1時00分 再開 )

野木議長

再開いたします。

続いて、上滝義平議員より出されております

(1) 介護を要する方々の紙おむつの支給基準についての一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議員

6番、上滝でございます。

私のほうから、紙おむつについて一般質問をさせていただきます。

現在実施している、紙おむつなどの介護予防用品支給事業を受けることができる基準を教えてくださいと思います。

たしか、十数年前に北岡町長当時に私のほうから、県単事業で紙おむつが支給されない、だから福祉という部分で、町単事業でやってほしいと、こういう一般質問をさしてもらったところ、町長から大事なことであるので、人権を尊重するという意味で早速対応させていただきますという答えをいただいて、現在まで至っております。

そんな中で、いろいろと長寿福祉課のほうで立案して条例をつくっていただいて、喜んでおるわけですけれども、いろいろなこの紙おむつの受給に対しての目的、あるいは制度そのものも、町内に住まれる皆さん方がわかっておらないと思いましたので、今回一般質問をさせていただきます。

まず福祉課長から、先ほど言うたように紙おむつなどの介護用品、あるいは支給事業を受けることできる基準を教えてくださいと思います。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿

失礼いたします。

福祉課長

まず、上滝議員からの質問にお答えさせていただきます。

現在の紙おむつの支給基準でございますが、対象は在宅で介護をされている要介護3以上、また、常時失禁状態の方で本人非課税の方を対象に紙おむつを支給しております。

この紙おむつの支給の考え方なのですが、先ほども上滝議員から説明があったように、当初は県単事業を取り行われており、介護保険を導入したのは平成12年でございます。県単事業が介護保険に移行するという形もありましたので、平成19年度から介護保険の制度の中で、紙おむつの支給を県単事業から介護保険制度に移行したというような流れでございます。その紙おむつの支給を、この介護保険制度で、なぜ行われているかということなんですが、在宅介護を行う家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的に在宅での紙おむつの支給を行っておるという形で、その支給の目的といたしましては、在宅での家族介護は非常に大変で、立ち上がりや食事、排せつ、入浴等、全面的な介助が必要で、同居家族の介護負担が非常に大きい、このようなこともありまして、特に排せつに対する家族の身体的、精神的負担の軽減は難しいけれども、紙おむつを購入するという経済的な負担を軽減させようではないかという形で、介護保険制度で平成19年度から町は移行しています。先ほど、上滝議員から話もあったように、ご指摘があったので、若干要件を緩和してる部分もございます。

現状なのですが、国の動きが生まれて、平成27年2月18日付けで任意事業における介護用品の支給に係る事業の取り組みについて通知がございました。内容といたしましては、介護保険の制度の中の地域支援事業という事業がございまして、その中に介護用品支給事業が見直しの対象になったということがありました。

この見直しについては当初、紙おむつというのは平成6年の時なのですが、リハビリパンツというパンツがありまして、1枚当たり200円、当時していたのですが、現状では製造技術も良くなっているので、1枚当たり80円という単価になってございます。その辺の安価なこともありますし、令和2年11月9日にまた通知がございまして、介護用品支給事業は縮小廃止と国のほうから示されました。この案件については、急に市町村も打ち切られても、なかなか財源の確保は難しいので、激変緩和措置を今現在受けています。介護保険でいう、

今8期なのですが、8期は令和3年、4年、5年の3か年なのですが、この期間については継続して国庫補助を投入します、ただしそれ以降は、縮小廃止の方向で市町村は動いてほしいという形で、各市町村が継続して続けるとなれば国庫は投入せんと。ただし、1号被保険者100%保険料で賄って継続してもその辺は問題ないという形で、今動いております。各団体もこのことを受けて、今、在宅の紙おむつの支給については、廃止縮小の方向に向かっているような団体もありますし、要件を少し厳しくして、吉野町は先ほど言いました要介護3なのですが、要介護4まで上げるという団体もありますし、その辺は今後、吉野町も第9期の作成に向けて検討していかなければならないような状態になってます。以上でございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 ありがとうございます。今、話の説明の中で、今現在、人口何人おって、高齢者比率はどうなのか。要介護3以上の方が、現在吉野町で何人おられるのか、わかるとるなら教えていただきたいと思います。

野木議長 吉村課長。

吉村長寿 失礼します。

福祉課長 まず、吉野町の全人口といたしまして、これは5月末の現在の数値でございます。総人口が6,374人に対して、65歳以上の人口が3,306人。高齢者比率は、51.9%と大変高い数字になってございます。その介護度の認定なのですが、要支援1・2については206人認定されております。要介護1から2については、250人。要介護3から5までが、274人。要介護ついている方については、524人。トータルとして、支援と要介護者合わせて730の方が、現在認定を受けているというような状況でございます。以上でございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員	今の説明していただいたように、介護のお世話になっておられる方が、トータルで730人。人口の一割強を示しておるわけでございますけれども、そんな中でもう一つ、長寿福祉課長にお伺いしますけれども、町民税非課税という範囲はどう捉えたらいいのか、教えていただきたいと思います。
野木議長	吉村課長。
吉村長寿福祉課長	まず、町民税非課税という形で紙おむつの支給される方については、要介護3以上で、常時失禁状態のものと住民税非課税世帯という形で、当初制度は単事業で行っておりましたが、平成23年度、本人非課税という形で今現在、上滝議員のその辺の政策の提案もあり、現在は本人非課税という形になってございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	再度確認をしますが、町民税非課税というのは、本人のみの非課税なのか、ないのかっていう話はどうですか。
野木議長	吉村課長。
吉村長寿福祉課長	現在、本人非課税。世帯じゃなくて本人非課税という形で、今現制度動いております。
	（ 「わかりました」 の声あり ）
野木議長	上滝議員。
上滝議員	要するに、紙おむつを在宅で要介護3以上、町民税本人が非課税の場合は無料で提供をすると、現在に至っておるんですね。はい、わかりました。



次に、質問2でございます。

さくら苑や柳光などの施設入居者においては、介護費用負担も大きい中で在宅ではないのですけれども、その施設に入っておられる方々も紙おむつの支給対象であるのに、施設入所者は対象外と聞いております。高齢者比率が高い中で対象者も多いと予想されるので、どれぐらいの人数がいるのか、その状況を確認しているのか。担当課長からお伺いいたしたいと思います。

野木議長 吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福祉課長 まず、介護保険施設というグループがございまして、それはどういう施設かといいますと、在宅生活が困難な方、要は要介護度3以上の方、特養、老人保健施設、介護医療院、ショートステイという形で介護度が高い、要は日常生活が苦しくて、常時失禁をされる方が入所されている。特養とかの施設については、紙おむつ代が保険料から出てますので、自己負担はする必要がございません。

今、上滝議員が指摘をされています、紙おむつ代を徴収できる施設というのがございます。その施設というのは、利用者対象というのは、ひとり暮らしの方など不安なく生活できる、自立や介護度が軽度な方、要はあまり紙おむつ使わない方が入れるような施設であって、その施設のグループといたしましては、グループホームであったり、ケアハウス、有料老人ホーム、要は軽度な方、要支援2以上であったり、自立しておられる方が対象で、この方が町内のほうでは20人前後がおられます。特養の方については173名ぐらい、現状入られております。ですので、その20名程度は、紙おむつが要らん人もいてますし、長いこと入所しとって要介護3になって、紙おむつもいる方もおられます。そのような状況でございます。

上滝議員 ご親切にありがとうございました。

次に、町長にご質問をさせていただきます。

現在、吉野町は高齢化とともに人口減少が続く中で、住んでよかった吉野町

と思われるような支援対策をお願いしたいわけでございますけれども、私から言えば、基本的人権の尊重とか、あるいは住んでよかった、人権の尊重とか、一人ひとりの人権を大切にするとか、ほんまに住んでよかったなっていうような吉野町と思われる支援対策そのものをお願いしたいということで、今回は施設におられる方々も、施設で紙おむつのお金を請求しておるということを聞いておりますので、何とか在宅に限らず、施設入居者の紙おむつも町から配布してほしいというのが私の思いでございます。我々も産まれてきて、今後年をとって、病気にさげられることなく、最後は死んでいきます。誰でも、私も紙おむつはまだ使ってませんが、紙おむつを使う時期に到来する可能性は、必ずあるはずです。まだ、それに伴う介護料も40歳からずっと払っておるわけでございますけれども、何とか寝たきりの障害者いうんですか、寝たきりで大変困っておられる方々に、一つの福祉サービスとして、吉野町は介護施設の方も在宅の方も、全部受給をしとるんだと、するんだというような意気込みであってほしいと思います。

町長ご存じかどうか知りませんが、担当課長にもう一回聞きますけれども、介護の3級以上で紙おむつの該当者は今現在、何人おられるんですか。

野木議長 吉村課長。

吉村長寿 今、在宅は65名が対象になってます。

福祉課長 特養とか紙おむつ代を請求されない方は、173名前後。これはちょっと動くんですけども173名前後で、紙おむつを請求できる老人ホーム、グループホームについては20名前後がおられます。

上滝議員 紙おむつを受給、今在宅でしておられる方が20人と聞いてるんですけども、施設でも20人ほどおるということですか。

野木議長 吉村課長。

吉村長寿  
福祉課長

もう一度言いますね。在宅の対象になる方は65名で、実際請求されてるのは……。

( 「65人の中の20人ってこと……」 の声あり )

24、5人……。今年の決算は27人ぐらいにはなると思うんです。

その紙おむつ代を請求できるグループホームに該当するような方は、介護度低い方は20名前後。

( 「全部で40人ということ」 の声あり )

そうですね。

( 「延べでね、大体」 の声あり )

先ほども言いましたように、今現在どこの市町村も国の制度にのっかって、在宅でおられる方については、紙おむつの支給は介護保険制度ではしていますが、この紙おむつ代を請求できる施設に対する紙おむつの支給は、どこの市町村もやってごさいません。

この制度は、今後廃止されるので、万が一、ここにこの事業をすとなれば、全額介護保険料、今現在ご存じだと思うのですが6,100円、平均ですよ。毎月6,100円で介護保険料設定もしてありますが、そこに100%負担する形になりますので、今まで国庫入ってますけども、今後以降入らないので、介護保険料に跳ね返るっていうことに国はシフトするということになってきますので。

( 「国はやろ」 の声あり )

はい。我々、国の方向性で動いてますので、介護保険料がもろ跳ね上がってくるという形。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

私が言うとんのは、国であろうと、県であろうと、県が廃止したのために困っておられる方々がたくさんおる中で、町単独事業の一つとして条例をつくって、在宅の、あるいは施設も無料で紙おむつを支給してほしいと、こういうお願いでございませう。そのことについて、いろいろあろうかと思ひますけれども、実際紙おむつ代金というのは6,100円ですか。

( 「3,060……。」 の声あり )

3,060 円を 40 倍したら、なんぼになんの。

( 「122,400……」 の声あり )

予算計上はどのくらしてありますの。

今現在、予算計上しとんのは、なんぼぐらいですか。大体でよろしいよ。

野木議長 吉村課長。

吉村長寿 今現在、在宅で予算計上してるのは、100 万円前後でございます。対象がお  
福祉課長 られますので。そのうちの 23%が、1 号被保険者の保険料に跳ね返ってくると  
いう形であります。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 そういう今、長寿福祉課の課長から丁寧なお答えをいただいたわけですが  
けれども、町長それを聞いてですね、吉野町独自で福祉のサービス、住んでよかつ  
たまちづくりという、一人ひとりの人権を大切にするという意味でどう考える  
か、お答え願いたい。

野木議長 中井町長。

中井町長 ただいまの上滝議員の、福祉政策の中でのおむつ支給に関してでございます  
けれども、誰一人取り残さない、人権という位置づけでいきますと、それぞれの  
人によって全然違うわけでございますけれども、今のおむつ支給に関しては、  
まず所得が低い方、それをやはり支えるという形で始まったものでございます。  
その中で、吉野町においても、介護保険制度の中でおむつ支給を在宅に限って  
ございますけれどもやってきた。町民の立ち位置になると、そしたらどこまで  
町として支えていくか。当然、全て支えられたら一番良い訳ですがけれども、そ  
こにはやはり保険料という公平負担の役割もありますし、またそれが出来なけ

れば、町費を投入していくということから、まず今せえなあかんことは、本来在宅医療に変わっていく中で、在宅で家族を介護する、これが今認められてるけども、2024年までの延長になってますけども、ここがやはり今までのように国費を投入しなくなる。そうすると、それを町として独自でやっていくか、またはそれが保険料に跳ね返るということで、保険料の中でやっていくかということ、まずそこをどうするかということ、まず考えないといけないのかと思ってます。特養施設に入っている方は、そこで支給される。これも、個人の選択になっていると思うのです。ですから、特養に入られる方と在宅という選択肢もあるでしょうし、その中で優先度が高いところからまず、国を支援したりとか、町の支援をしていくという形でいくと、今の徴収できる施設っていうのは優先順位的にいくと、やはり余力があるときに独自の政策を打てますけれども、財源的なことであつたり、介護保険料に跳ね返ることになってくると、まず在宅のおむつ資金をどうするかということにまず、9期に向けては取り組んでまいりたいと思ってます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

町長、俺の言うとなのは、介護保険の中には紙おむつっていう補助金は入ってませんよ。

今、町単独で在宅で介護の3級以上で、非課税の場合とうたわれとるだけで、私は町条例で町が単独ですんのやったら、100万円や200万のやつを、誰でもがおむつのいる状況になったとしたら、施設でお金を払い、在宅では無料やという不公平感ができるんじゃないのかと。それだったら、紙おむつを施設であろうと在宅であろうと、個人に対して意思を尊重するという意味で紙おむつを支給したらどうですかと。こういうふうな答えとる言うとなですよ。国もへちまも関係あらへん。そういうふうな方向性になっていく可能性があるなら、吉野町で住んでよかったまちづくりを考えるなら、町単独で条例も整備し、福祉に力を入れたらいいんじゃないですか。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>上滝議員のおっしゃることは一つ今、どの施設においてもおむつを支給するという、福祉の政策の中で町独自でやったらということだと思うのです……。</p> <p>( 「住んでおればね」 の声あり )</p> <p>福祉政策も税の公平性と公益性というのを、もう一度やっぱり考えるべきかと思ってます。福祉政策の中でも、やはり交通の移動手段、これもやはり誰一人取り残さない公益性を重視して投資をする部分でもあります。ですから、公益性という部分と公平性、ここはやはり新たな町独自の事業をやっていくときには、やっぱりウエイトを置かないといけないと思ってます。ですから……。</p> <p>( 「町長の考え方やろ」 の声あり )</p> <p>これは、自治体としての在り方だと思います。</p>
野木議長	上滝議員。
上滝議員	税の公平性ってどういうことですか、具体的に言うて下さい。
野木議長	町長。
中井町長	事業をやっていくのときの、税の公平性・公益性っていうのは、不特定多数の方に利益を被る。それがやはり税の公平性だと思います。
上滝議員	今、紙おむつで介護の3級で、本人が非課税で寝たきりで、おむつが欲しいという人に公平性もへちまもないんじゃないですか。そういう考え方が、もう行政として逃げようと逃げまいと関係ないけども、財政難であるのでとか、ほかに無駄遣いをしとるようなことがよく見えるのに、その大事な部分を排除するというような考え方では困ります。
野木議長	中井町長。

中井町長	上滝議員おっしゃるのは、今吉野町では排除しとるわけじゃなくって、国の制度に基づいて、いわゆる……。
上滝議員	<p>国の制度関係ないでしょ。町単事業やから、金があったら補填したったらええねやんかえ。そういう意味で、俺は話しとんねん。笑ろとる人もおるけども、何で笑ろんかわからへん。私の言い方、悪いか知らんけれども、一人ひとりの人権を尊重するということがあるとするなら、寝たきりで非常に困っておられる方々が、施設でおろうと紙おむつが必要やったら、介護の3級以上で本人が非課税やったら全部やったらどうやと。その金額のトータルが150万ほどでしたら、融通できるのではないのかと。150万もしんどいんやったら、ほかの事業って何も出来へん。カヌーで5億円、国栖の杜で……。余計なこと言うたら、また議長に怒られるので言いませんが、とにかく私から見たら、有権者とみて、議員とみて、私は予算のことについての反対はしてますけどね。実際、もうちょっと真剣に考えてもらいたい。町長と今、議論をする中で、ここではっきりとするというよりも、十分に熟知しながら検討をしていただきたいと思います。それでよろしいな、町長。検討するなら、検討するって言うてくれたら終わりやがな。</p>
野木議長	中井町長。
中井町長	<p>今の件に関しましては、まず今ある制度そのものが継続できるかっていう大きな問題があると思うので、その制度を担保出来ないままに今、補えてない部分をやるっていうのは、なかなか現状から難しいと思うんです。</p> <p style="text-align: center;">（ 「なるほど」 の声あり ）</p> <p>はい。ですから、上滝議員おっしゃるように、一つの見方からすると、在宅で家庭の負担が大きい方、ここはやはり今の制度でも守られているところですね。でも、国が今、それを廃止縮小にしよう。でも我々としては、高齢者が多い地域なんで、せめてそこだけは守っていきたいという思いはございますので、</p>

その部分を先ほど吉村課長ありましたけれども、その辺りは……。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 何回も言うて悪いけど、要するに立場によって、物の見る見方・考え方が全部違って来るんですけれども、実際私の言いたいのは、先ほど言うたとおりですけれども、町長の言うのは、国や県があって法治国家であるので、法律に基づいてするっていうのは大事な話です。ところがこれは、福祉の一面だけ除けば、寝たきりの方が紙おむつで困っておったら、どねんかしたらな、あかんやないかよというような強い姿勢を持っていただいたら良いんだと思います。県や国が、その補助に対して補助金はなしにするような方向にするとというようなことを担当課長も言うてましたけども、あくまでも町単事業でやるんやったら、ほんまに住んでよかったまちづくりとして、寝たきりになれば、紙おむつまで支給しますよ、無料でしますよというようなことがあっても良いんじゃないのかと思います。他のサービス業で何かそんなこと、吉野町だけやっとするようなもんありませんか。もう、これは関係ないから、もう話はよろしいけども。議長、そのぐらいで終わります。ありがとうございました。

野木議長 続いての一般質問の準備をさせますので、自席にて待機願います。

再開いたします。

続いて、下中一平議員より出されております

- (1) 職員の自己都合退職
- (2) 事務事業評価について
- (3) 両小学校の跡地活用について
- (4) 庁舎整備について

の一般質問をお願いします。

ここで、本質問事項の留意点について申し上げます。



役場庁舎設置等に関する内容につきましては、本日入札執行中であるとのことです。

また、両小学校の跡地利活用に関する内容につきましては、現在総務文教厚生委員会において継続審査中であるため、委員会の審査権が優先をされます。これらの点に十分留意のうえ、質問を行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

下中議員

4番、下中です。

一般質問、お時間いただきましてありがとうございます。

失礼します。今の議長からのご注意、もちろん存じた上で質問させていただきます。

まず、一つ目の「職員の自己都合退職について」質問させていただきます。

最近、職員の自己都合退職が多く見られる、まだ長期休暇中の職員さんがおられるという話を、3月議会でもお話になったと思います。つきまして、あれから3か月。今、こういうふうに対応していますよという話は、そのときにお答えしましたが今の現況、特に長期休暇中の職員さんのことにつきましては、どのような状況であられるのか、もしくはそれから何かカウンセリング等をやっておられるのかというところ辺の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

野木議長

中井町長。

中井町長

職員の自己都合退職を含めて、3月議会のほうで少しお話をさせていただいたかなと思います。フォローについては、もし詳細なことが必要であれば、総務課長からご答弁をお願いすればいいかと思います。

確かに職員の退職、特に私が就任したときぐらいから、非常に懸念事項でもございました。私自身も議員として、平成21年からこうやってる中で、やはり職員のモチベーションであったり、そして若い世代が退職をしていくっていうのも見てた経緯がありましたので、その点も含めて、ここ二年の退職者の状況

を見てました。やはり、療養中とは違うことであろうかと思えますけれども、その現状の分析をしないといけないということで、退職される方に面接をしたり、状況を聞かせていただいた。あとは、吉野町だけに限らず、県であったり、各自治体でもそういうふうに退職される方も増えてるという話も聞いてましたので、主任以下の方々に、今の組織風土についてどういうことを感じているのかを含めてヒアリングをさせていただいたり、できる限りコミュニケーションをとりながら、モチベーションが高まるようなことも心がけていきたいという形でさせていただいています。

長期休暇の方々というのは、育休とかは別としましても、ちょっと人数間違えたら申し訳ないですけど、また訂正しますけども、2名程度おられます。そこに関しても、課長から直接、間接的に状況を確認したりしながら、できる限り復帰に向けて取り組みたいと。これも、企業とか各自治体でも若干違うのですけれども、その辺の復帰に向けてのどういうふうなアプローチをしていくかというのを、もう少し突っ込んだ形でやっていかなきゃいけないのかと思っております。やはりこれも都市部の自治体と企業と、田舎の地方の自治体のフォローアップも違いますので、そこはもう少し、産業医が少ない分どういう形で復帰に向けてフォローできるか、そういった体制も総務課長と相談しながら体制をつくっていききたいと、今の状況はそういう状況です。

野木議長

下中議員。

下中議員

はい、よくわかりました。

特に、一つ目の職員の自己都合退職。これも、僕なりにやめられた方のお話を伺いさしてもらいましたら、ほかの地方自治体にお勤めになられると。ご本人の職業の選択の自由がありますから、その方がやめられて、どこの就職試験を受けられて、勤められるかというのは自由なんですけども、雇う側の一つ地方行政の吉野町が、ほかの地方自治体で働かれるという、ここはものすごく複雑な思いでその話を聞いてました。出られていく方ですから、頑張れよという言葉をかけて送り出してあげたいんですが、今同じように、なぜなのかってい

うのが、すごく僕自身の中でも良いものがありまして、やりがいのある仕事に巡り会えなかったのか、職場の対人関係が良くなかったのか、いろいろネガティブなことも想像してしまいます。今言いますように、やめて出られる方ですから、ネガティブなことより頑張れよという言葉でしか、本人さんには声をかけられなかった、全員じゃないんですけども、記憶が僕にもございます。先ほど、町長は分析されていらっしゃるというふうにお話されましたが、まさしくそこがすごく大事なところかと思われまます。最小の職員さんの数で、最大の仕事をするというこれは、地方行政に関わらず、人をすごく上手に使うことが大切だということら辺で、もともとの基礎の基本だと思われまます。中でも若い職員さんが、これからの未来を支えていただく職員さんのモチベーションの向上等も含めまして、実際にその分析の結果どうされていくかということら辺を、かなり事業の中の大事なポイントを置いて進めていただけたらなと思ひます。このことにつきましては、これで結構です。

二つ目の「事務事業評価」に移らせていただきます。

実は、この事務事業評価、施策評価につきまして、これも実は、一つ目の職員さんの仕事のモチベーション、こういうものも含めまして、関係があるんじゃないかと思ひまして、これは二本立てで聞かせていただきますが、一つ括っただけでも結構かと思われる質問なんです。これも3月に議会で、事務事業評価を職員の中でやっていますよっていう形で、どういふふうにやられてますかという簡単な質問させてもらったのですが、今一度、この事務事業評価、もしくは政策評価というものはどのような形で、どのようにやられているのかを説明お願い出来ないでしょうか。担当課でも町長でもどちらでも、よろしくお願ひします。

野木議長

中井町長。

中井町長

私のほうから、大きな事務事業評価、政策につながるものなので、そこをちょっとお話しさせていただいて、それで小西政策戦略課長から説明をさせていただきますたいと思ひます。

事務事業評価と施策評価が、先ほどの職員のモチベーションにつながっていると、一体的にという話もございましたので、第5次総合計画で、先ほど質問もあったと思うのですけれども、やはりその優先的な事業、優先施策はどれであるかとか、今まで事業をやってきた中で、そのときにEBPMというデータ、政策立案に基づいて、この方向に向かってやるという部分も、まだまだそういう分析的な形でやっている部分も少なかったのかな。ですから、下りてきたものをしてしまうということは、今までの業務ボリュームから増えてくるわけですし、課内でも、情報共有と目的共有が少し欠けてしまう部分もあろうかな。その中で、業務バランスが崩れてしまったりとかすることによって、職員のモチベーションがやはり落ちてしまうこともあったかと思ってます。ですから、大きな目でいきますと、第5次総合計画の優先的な施策を明確にビジョンを示しながら、その部分に対して、課長を中心に納得した形で事業を進めていくと。そのために、執行者としては、しっかりとした説明責任も必要ですし、どこに向かっていくかということもしっかりやることによって、その事務事業評価・施策評価にもつながってくるという思いでやっていきたいと思ってます。

あと、細かいことについては課長からお願いします。

野木議長

小西政策戦略課長。

小西政策  
戦略課長

はい、ご質問いただいております、事務事業評価について通告書を拝見いたしておりますと、内容、方法、その結果についてというお話かと思うので、その内容についてご説明申し上げたいと思います。

まず、行政評価。大きな括り「行政評価」と申しまして、事務事業評価と施策評価という形で、2つのコンテンツで評価のほうさせていただいております。

まず、事務事業評価については、評価内容といたしまして「誰を対象に」「何を目的に」実施しておるのか、目標を達成するためには具体的に、どのような業務活動してはいいのか、事業費はどれぐらいなのか、また、それに対する妥当性と有効性と効率性は、それぞれの視点で、改善の必要性があるのかという話と、評価時点で事業にどのような課題があるのか、またそれを担当者、最終

評価者、それぞれの視点で、事業評価で今後の方向性を考えるというようなどころの部分、また、同じ担当者、最終評価者のそれぞれの視点で、中長期的な予算や人件費の投入方法も考えていただくというところがございます。

評価の方法につきましては、事務担当者が評価を実施して、事務事業の評価表に評価結果を入れる。それから、その事務担当者が評価を評価者とやりとりしながら、最終評価者が事務担当者としての最終評価を実施して、事務事業評価表に評価結果を落とし込む。この時点で、既に改善できる点というの、すぐに改善するというようなどころの部分。また、評価結果を政策戦略課と委託業務してる事業者とともに確認して、各課とのヒアリングを実施した後に、ヒアリング結果を踏まえて最終評価者評価をホームページで公開させていただいておると。事務量評価を、次年度の予算要求の根拠の一つとして使わせていただいているのを、実績でございますが、若干コロナの影響もありまして、3年度については、ヒアリングのほうは十分実施出来ていないと。そんなところの部分がございます。

事務事業評価の評価による効果といたしましては、評価をすることにより、事務担当者が一年を振り返ることができる。改善点は何か、住民ニーズに合っているか、そこを改めて考える。その結果を、次年度の事業のあり方や予算要求に反映していく。評価結果をホームページで公開することによって、町が実施している事業の内容や今後の方向性等に関して、住民の方に情報を共有して説明責任を果たすというところの部分が、事務事業評価の内容評価、効果というところがございます。

一方、政策評価のほうでございますが、施策評価の内容につきましては、評価時点での住民ニーズや社会情勢を踏まえて、施策の方向性がずれていないか、設定した指標の進捗状況はどうか、施策全体の今後の方向性はどうか、また、施策にひもづく事務事業について、事務事業評価結果を踏まえた上で、施策の方向性、実現のために事業の優先順位は何になるのか、また、中長期的な予算や人件費の投入の方向を考えるというのが評価の内容でございます。

評価の方法につきましては、事務事業評価結果を踏まえて、施策全体の進捗状況について評価をするということ。また、ひもづく事業の優先順位を整理す

る。次年度の方向性を考える。評価結果を、政策戦略課と事業者とともにヒアリングを行い、ヒアリング結果を踏まえて、政策会議、町の会議でございますが、結果を共有して次年度以降の方向性に関して、審査・審議していく。政策会議における最終結果について、予算要求についても根拠資料とするという形でございます。

第5次総計が初年度となることから、コロナ影響もあって3年度のヒアリングのほうは未実施という形で思っております。施策評価に関する評価結果による効果ということについては、施策にひもづく事務事業の優先順位、「事業のトリアージ」と私たちは申し上げます。その施策をきっちり推進していく、また施策全体を見渡して、施策の優先順位をつけることで、町として予算や人件費、限られたものを投入して反映していくというところを考えております。

そもそものところでございます。事務事業評価・施策評価でございますが、少し古いのですが、導入について調査されたものがございます。平成28年の古いデータでございますが、全体の部分として都道府県・政令指定都市はほぼやっておられる。また、市区の場合も8割以上導入しているというところ。ただ市町村レベルになりますと、ぐっと下がって4割に止まっておるというところでございます。なぜ評価を導入してないというのは、自治体の規模が小さくて体制がとれない。また、評価方法基準が未確定という部分の理由と伺っております。そもそも行政評価の実施については、行政評価について評価することが目的ではなしに、評価することを通じて行政の仕事を住民本位に変えていく、より良くすることが目的でございます。職員の一人ひとりが毎年度評価することで、事業の対象や実施方法には改善はないのか、他団体での状況を見てみると、吉野町の事業のあり方をそのままで良いのかといったことを改めて見直す良い機会になる。また、その結果を次年度に向けてつなげていくことにより、より良いまちづくりにつなげていく。それと、先ほど町長からお話ございました、現在日本において政策立案に関して統計業務、それから業務データの十分な活用がなされてないと。往々にして、勘、経験、思いつきによる政策立案が行われたのが現状でございます。限りある人材と、物的資源や財源を最大限利用して、透明性と信頼性の高い効果的な施策を行うために、統計等を積極的に

利用した、根拠に基づく政策立案、最近ではEBPMという形で呼ばれてるんですが、その注目度が高まりつつあります。

下中議員 あ の、小西さん、よくわかりました。ありがとうございます。

野木議長 下中議員。

下中議員 長々と説明ありがとうございます。半分ぐらい理解出来ませんでした。また、ゆっくり聞かせてもらいます。

僕が聞きたかった事業評価・施策評価は、どのようなメンバーで、どのような会議で、どういうふうに進めているのかというのが、おおむね聞きたかったところです。というのは、先ほど一番にもありましたが、若い職員さんの声が建設的に施策に反映されているのかどうか、また、去年よりも今年、今年よりも来年と町政が良くなっていかないといけないということが最前提の、この事務事業評価、施策評価だと思われるのですが、やはり外部からの声があるかないかで、ものすごく変わってくると思います。我々の立場もその立場であると思いますので、職員さんが出したレベルの事務事業評価、これは私も実は見てみたいというのが本音なんです。どのような形で評価されて、どのように生かされていくかというところが、来年のための大事な議論だと思われま す。今、ご説明があったとおりでと思うのですが、そこにもやはり職員さんのモチベーション、仕事のやりがいというものが影響してるかと思われま すので、今のお話でしたら、地方自治体の町村レベルではやってるところも、やってないところもあると。これ、やっている吉野町はすばらしいと思います。ぜひそれを具体的に、来年の町政に反映できるような形を、もう少し検討したことが大事かと思われま すので、引き続きよろしくお願ひします。この二つの案件は、これで結構です。よろしくお願ひします。

つきまして、何か説明は、逆にございましたか……。今のお話でよかったですしょうか……。はい、すいません。次の質問に入らせていただきます。

先ほど、議長のほうから総務文教で協議中の案件ですよというご提示があっ

たとおり、両小学校の跡地活用につきまして、答えられる範疇で結構ですので、お答えいただいたら結構かと思われます。

両小学校の跡地利用に関する検討会が行われていると、9月にその結果が出てきますという、先ほど一番初めに質問いただきました山本議員のご答弁にもあったと思うのですが、そのことと同じことなんです。そのことを、町民さんで知られている方が本当に少ないっていうところで、僕自身もお尋ねされることがあります。今、この現況で、要は小学校の跡地利用をどうするかっていうところで、先ほど町長のご答弁の中に、庁舎と2校跡地は一体的に考えないといけないところもある、今のお話を整理していきましたら、そういうこともあったと思われます。9月に決定するという広報が、今の現況でどこまで、どういうふうな形で決まってるかって僕ら自身も気になる場所ですし、内容が内容だけに期待をしておる、行方が期待をしてしまう内容なんです。町民さんが、知れば関心を持たれる状況だと思われるのですが、基本、前回も前々回も同じような話で、グランドデザインという言葉を使わせていただいておりますが、町長の指針方針としまして、9月に出てくる中で今一度、これが一番ポイントで考えているところが、これは2校の跡地の話です。ポイントはどこなのかというのがまず一点と、先ほどこのことにつきましてお話の中に、2校の跡地の性質で、吉野小学校は民間がふさわしいんだよと、吉野北小学校は公的なものにするのが良いのだよというエビデンスが出てますというご説明がありました。これはあくまでも、吉野町に住まれていないコンサル、もしくはそれに携わる方が、そういう形の結果を出してくださったという状況だと思われます。やはり吉野に住む、我々住民からしてみましたら、住んでる者は一体どう考えるんだというところが、同じレベルで勘案するところだと思われます。それで、探してみました。吉野北小学校のエリアの中で、民間活用で行政が関わったところ何かないかなって考えたら、西谷の一番奥にコープがございますよね。あれは、行政が関わった民間の力を借りた活用方法だと解釈できるんですが、2校ともどういうふうに活用していくかというところまで、一番安価で民間のお力をお借りすることが、一番スムーズにいくんじゃないかなという費用面のお話なんです。そういうふうにはマッチングできる企業がありましたら、両方と



も民間の力をお借りすることがいいんじゃないかっていうふうに、僕自身は考えておまして、協議中のお話ですから、ここでどうしろ、こうしろ、もうその結論をくれっていうお話じゃないのですが、両跡地のすすめるところ辺で、今、9月まで後先しますが、庁舎の答えが出てこない。その間、両小学校の活用の議論が止まってしまう。これは、予算をつけてその事業をやっている以上は、少しもったいないんじゃないかな。そちらはそちらで、活用方法は考えることも大事じゃないかというのは、吉野小学校・吉野北小学校2校の選択の中から、その2校どちらかにするんだというところ辺から結論にいきましたら、片方の小学校の跡地利用をストップさせる理由は分かるのですが、両小学校のみならず、他の公共施設をどう活用していくかというところが仕事としてあるでしょうから、全面的に吉野小学校・吉野北小学校の2校の活用方法は、いまだに検討し続けていって良いんじゃないかと思っております。そのことにつきまして、もしお答えできるのであれば、お答えしていただきたいのですが、どうでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

庁舎と一体的に、入札に絡んできますので、今時点での私の考えというのは控えさせていただきます。当初から3月議会までの私の考えであったり、吉野町のランドデザインについてお話をさせていただいたらいいのかと思います。

まず、二つの小学校跡地利活用です。これに関しては当初、公共財産が多いということで、これから吉野町の財政を見ていくときに、公共財産をできる限り、行政サービスが落ちない程度に減らしていかないといけない。そのために、民間活力の導入ということを考えて中ですね。ですから、二つ最初にスタートさせたわけです。

その中で、サウンディングでいろんな意見を聞かせていただいたり、懇談会をさせていただいたりしたわけです。ただ、進めていく過程の中で要望書が出てきたわけですね。これは議員さんにも説明した中で、やっぱり庁舎というの

をしっかりと説明をしてくれということも含めて、適地選定を先にするという段階で、9月議会のほうでした後、小学校の跡地利活用については着手に入るという形で説明させていただいたと思うのです。これに関しては、下中議員もご理解いただいているかなと。その状況の中で今、進んでいるということです。全体のグランドデザインになってくると、2小学校の跡地利活用。これは民間会社の導入も含めて、中心的な存在の二つでございますので、役場庁舎も含めて一体的にやっついていかないといけない。その中で、これは辻内議員の中にもあったんですけど、第5次総合計画の中で、今吉野町に足りない部分ですね。「重要度が高いけども満足度が低い」そこを補っていくためには、その施設をいかに町民サービスに転換できるかということも視野に入れながら、今回の跡地活用は考えていかないといけない。そのことに関しては、町長の就任当時、そしてまた、進めてきた過程というのは変わってございませんので、それに近づけるために、今より努力をしているということをご理解いただければと思います。

野木議長

下中議員。

下中議員

よくわかりました。

このことを踏まえまして「庁舎整備について」四つ目の質問にも移らせてさせていただきます。というのは、少し一体的に考えないといけないところもありますので含めて、引き続きさせてもらいます。

今の町長のご答弁の中で、グランドデザイン等の中では総合的に考えていけるよっていうお話なんですけども、今現在の庁舎整備の2校につきましても、二択になっているかのように、先ほども言いましたが、吉野小学校と吉野北小学校の跡地の二択になっているんじゃないかと住民さんの声をよく聞くことがございます。

そのことにつきましては「いや違うよ」と「あらゆる、候補地の中から選定しているんだと説明を我々は、前回受けている」とお答えさせてもらっておりますが、やはり両小学校の跡地利用が止まってる分だけ、そしたらそれが決まるまでっていうふうな形で、関連づけて二択になっておると思うのです。

これは前にも名称を出してお話ししましたが、中央公民館は耐震化も済んでまして、先ほど財源は何だという質問の中から、恐らく過疎債。条件としましては条件の借金ですけども、やはり借金で解決していくんだろと思うのですが、比較的安いほうが良いだろうと。

町長のお言葉の中に「転換期だ」っていう、先ほどの答弁の中にもございましたが、僕もまさにそう思っております。ITを使ったり、いろんな形で庁舎に求められる役割が少しずつ20年前、30年前と変わっていますので、これはやはり、決して隠すことではなく、大々的に大きくリーダーシップをとっていただいて、これからこう変わっていくんだという、主になっていってもおかしくないお話だと思っておりますので、住民がこのことに関心を持つことも当然だろうと思っております。中でも、費用面のことにつきましては、これはもう理事者側も、今参画しますこの議会も、町民さんも、すごく悩ましいところだと思います。だからと言いまして、安ければ何でもいいというものでもない状況だと思います。

庁舎の問題につきましては、時系列的に今の2校が止まっているということも含めまして、どうしても重複しますが、二択になっているというところが、まず二択であるかないか。どういうふうな形で決まっているかというのは、9月にこうなりましたよという適地が出たときに、議論の余地があるかないのかっていうところも含めて、どのような形で、今後進めていく予定なのか。もう一つは、今日入札が行われているっていう内容も、今ご説明ありましたが、今一度、一体何をどうするための入札が、今日行われてるかというのと、これ二つお答えしていただけないでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、2校の話から候補地の部分ですけども、ここは何か所かかっていうのを言ってしまうと入札に影響してきますので、そこは差し控えさせていただきたいと。入札が終了後、ある程度ご説明はできるかなと思います。

あと、進め方についてスケジュール的なことで良ければ担当課からご説明を

させていただきたいと思います。

野木議長 辻中総務課長。

辻中総務課長 すいません。スケジュールに関しましても、今日入札が終わった時点で、はっきりとしてくると思うのですが、今回の入札についての主な目的というのは、判断するための基礎資料をつくっていくというようなところでの、入札を執行しておるといようなことでお考えいただいたらと思います。これ以上のことに関しましては、入札に関わるものなのでお答えすることは出来ないのですが、また文教厚生委員会等でご報告できればと思っております。以上です。

野木議長 下中議員。

下中議員 目的は、庁舎の移転の適正地を選ぶという目的ですよね。その目的について、あらゆる条件を探してると。

( 「そうゆうことです」 の声あり )

そのことにつきましても、例えば、今日入札だという部分だけを切り取った住民さんは、もう工事が進むのか、もしくは、もう決まってしまってるんじゃないかっていうふうな不安になる材料の一つだと思われます。1番目に山本議員も話しされたと思いますが、やはり広報的な活動が少なければ、住民さんのレベルの中で何が本当かわからない間に話が先行してしまったり、右往左往する状態が続きますので、むしろ沸き上がり良いのお話だと思われますので、広報的なものに力を入れていただきたいと思います。広報の内容も、今言ってますように、伝えられない入札にかかわるようなことではなく、おおむねの方向性ですとか、そういうものを、一つの事業としていただいたほうが、住民さんの認識度も上がりますし、ご意見もちょうだいしやすいんじゃないかと思われますけど、そのことにつきましては、町長、先ほど細かいこととお話しするつもりはないとされてましたけども、行政的にそのことをこうやってきますよ、こうなっていくというような告知的なものは、そこも考えていらっしゃらないでしょうか。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>この辺に関しては、先ほど山本議員の一般質問にありました。</p> <p>まず、代表である議会の皆さん方にある程度説明をさせていただくっていうのは筋かと思います。ですから、中途半端な段階で今言えることは、入札をして判断材料になる、総合的なデータを調べているとしか言えないのです。ここから、一步踏み込んで言うてしまうと、また臆測が始まったりもします。ですから、庁舎に関してと、2小学校というのは皆さん方議会広報で、だから動いていくということをご理解いただいていると思うのです。ただ、場所だけで動いてしまうケースもあります。そこには、財源があったり、防災の視点があったりとか、様々な複合的な要素が全部絡んできますので、それはやはり議会に対して説明をさせていただく、そのあとで、それに対しての説明はしっかりとしていくと。そういった形で町民の皆さん方、不特定多数全ての方々にできる限り説明をしていく。それが、我々の果たす使命かと思ってます。</p> <p>ただ、これも山本議員のときに話させていただきましたけども、今の吉野町町民の皆さん方の行政サービスの実態を把握することは、一番大事なことかと思しますので、それはしっかりと、LINE等々でもやっていきたいと思ひますし、まだまだLINE登録者を増やすきっかけにもなりますので、そういったことを活用していきたいなと思ひています。</p>
野木議長	下中議員。
下中議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>時間も過ぎましたので、これで結構かと思ひます。</p> <p>住民説明会を開くほど、罪を犯したわけではございませんので、何らかの形で広報することが大事だと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。</p>
野木議長	本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく1時間を経過しようとしてお

ります。

ここで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における議場の換気のため休憩といたします。

再開は2時15分といたします。

( 午後 2時03分 休憩 )

( 午後 2時15分 再開 )

野木議長

再開いたします。

続いて、藤本昌義議員より出されております

- (1) これからの町主催のスポーツイベントについて
- (2) スポーツの指導者に対する支援について
- (3) 奈良県南部東部地域の振興のための条例について
- (4) さらなる地域交通の施策について

の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

1番、藤本でございます。

一般質問の許可をいただき、ありがとうございます。

それでは、私の質問四点ございますけれども、何分質問数が多いので時間内に収まるよう努力いたしますので、ご協力をお願いいたします。

1番、2番、3番につきましては、どちらかというところの連携を提案するようなものでございますので、1番からまずは質問させていただきます。

「これからの町主催のスポーツイベントについて」ということなのですが、新型コロナウイルス感染が現状以下であることをまずは前提といたします。開催できるかわからないというのもありますので。こういったスポーツイベントといえますのは、健康づくりというのをさておき、それよりも地域のコミュニ

ティー形成に重要であるというものを考えております。このようなスポーツイベントを、どう計画していますか。また、その対象者はどうなっていますか。参加者等の目標値は設定しているのですかということでお聞きしますけれども。

まず、この質問の背景にあるものというのは、まず第5次吉野町総合計画では、社会体育・生涯スポーツへの推進の政策として、それらの動機づけと参加機会を提供する取り組みを行うとしています。まずこれ、吉野町の取り組みが一点。奈良県では「奈良新『都』づくり戦略2022」これの第5節「健やかな『都』をつくる」という中で、奈良県では運動習慣者、1日30分以上の運動・スポーツを週2回、2日以上している人の割合を50%にするという政策目標を掲げています。また、令和4年度までにスポーツイベント、これはどちらかという、総合型地域スポーツクラブの交流大会などなのですが、参加者数を1万人以上にするという戦略目標を掲げています。

そして、令和4年度中には、「(仮称)奈良県スポーツ推進条例」を制定し、奈良県スポーツ推進計画の策定・推進を計画しているということです。これはどちらかといえば、令和13年度の国民スポーツ大会に向けての取り組みだと、私は解釈しています。

私が小さい頃から吉野は、木のまち、桜のまち、スポーツのまちとして、スポーツがすごく盛んで、奈良県の自治体の中でも上位になるくらい、スポーツが盛んでありました。この木のまち、桜のまち、以上にスポーツのまちがかなり衰退していますので、これからの吉野町のスポーツイベントとかスポーツに……。スポーツというか、運動に対する取り組みをお聞きいたします。

先ほど冒頭に申し上げました、イベントをどう計画してて、対象者もしくは参加者目標設定、そういうものがございますか。これを具体的に、町長でも教育次長でも構いませんので、お答え願いたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、藤本議員からの一般質問でございますけれども、大きな方向性とか考え

について私のほうから話させていただきまして、詳細な数字等々については、担当次長からお話をさせていただきたいと思います。

まさに町のスポーツというのは、先ほど藤本議員がおっしゃっていただきましたように、コミュニティーの形成というのは、高齢化社会の進む中で地域住民の交流というのは非常に大事な点。その中で、先ほど県のほうで様々な政策をやっていくと、その中の大きなテーマとして、スポーツ推進条例、地方のスポーツ推進計画というのが全国の都道府県では、ほぼ100%やられていると。政令指定都市においては90%台なんですけども、各市町村の自治体においては約3割なんです。ですから、吉野町においても、今、スポーツ推進計画というのは定めてませんけれども、国民スポーツ大会等々、県との連携、また南部東部振興条例における様々な取り組みにおいては、カヌー競技場を中心とした特化したスポーツコミュニティー、子供たちの教育育成も含めてやっていく方向性かと思っております。

そのような中で県としても、吉野町の運動に対する習慣性、まだまだ県の数字からいくと、一般の方々が運動に参加しているという数字が少ないものでございますので、そこを何とか、スポーツでまちづくり、コミュニティー形成につなげていきたいというのは私の思いでございますので、その点については、どのような形でやっていくか、今運動公園のほうで、地域総合型スポーツクラブと連携しながら、地域コミュニティー形成であったり、スポーツの教室等々をしっかりと連携の中でやっていきたいという部分もございます。その中で、スポーツコミッションみたいな形で、いわゆるインナー向けとアウター向け。インナーというのは、地域の住民、地元の方々の交流も含めたスポーツ、そして、アウターというのは、国際交流であったり、スポーツツーリズム、そのような二面の形で、運動公園を拠点にしてスポーツの推進をやっていきたいと思っております。

その段階的には、一気にやはり今のマンパワーで出来ないところもあるかと思っておりますので、まず、今年の6月1日からもカヌーの艇庫が利用できるようになりました。そこに向けても、人材の育成であったり、受け入れ体制も含めて出来るところから、ちょっとずつ広げていけたらという思いでこれから進め



てまいりたいと思います。

あと、イベント等々については、上林次長のほうから説明さしていただきます。

野木議長

上林教育次長。

上林教育  
次長

はい。それでは私のほうから、今年度の予定しております、町主催別スポーツイベントについてご説明をさせていただきます。

まず、令和4年5月5日にグランデージゴルフクラブにおきまして、町民ゴルフ大会を開催いたしました。この大会はコロナ禍により、過去二年間中止しておりましたが、今年度につきましては感染症対策として、競技終了後の成績発表会等を省略した形で開催ございましたが、102名の参加をいただきました。令和元年度が80名余りでしたので、今年度20名ぐらい多く参加いただいております。今後ですが、6月から津風呂湖カヌー競技場の稼働に伴いまして、まずは6月25・26日に町民の希望者に対しまして、カヌー体験会の開催を予定いたしております。このカヌー体験会は、吉野町におけるカヌー競技の普及のために、希望する町民の方々にカヌーの魅力を知ってもらい、口コミやSNSで情報発信により、カヌー競技の裾野を広げていくものでございます。参加予定者は20名と考えております。また、吉野町の体力向上委員会に委託しております、町民体育祭につきましては、これも過去コロナ禍により、二年間中止となっておりますが、今年度につきましては、開催の有無の検討と開催をするのであれば、その手法についての検討をいただいているところでございます。

また、新たな取り組みといたしまして、夏休み期間中のラジオ体操の開催についても検討を重ねていただいております。

町民体育祭を開催するとなりましたら、感染症対策の実施方法や競技種目によりますが、三年前の大会が400名程度でしたので、この程度の参加者を想定することとなります。

また、スポーツ推進員による、町内4か所でのウォーキングポイントを設定した健康増進や地域コミュニティーの交流につながる「健康ウォーキング推進

教室」につきましては、毎月3のつく日に継続的に実施していただいております。この取り組みにおきましては、第5次総合計画にも参加者の目標値が設定されており、年間1,200名を目標に定めております。

また、吉野町スポーツクラブに委託しております九つのスポーツ教室につきましても、年間1,200名で目標を設定しております。

中長期に渡り感染症と向き合う中で、運動不足から身体的、精神的な健康を脅かす「健康二次被害」が懸念される中で、意識的にスポーツに取り組む。健康の保持増進だけでなく、ストレスの解消、自己免疫力を高めて感染症を予防することも期待出来ますので、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

はい、ありがとうございました。

内容につきましては、ほぼカヌー以外は今までと同じような形でやっていくということなのですけれども、次の質問とか三つ目にも関わってくるんですが、「奈良新『都』づくり戦略2022」「誇らしい『都』をつくる」という中でも、スポーツのことがうたわれてまして、要は人が集まる拠点の形成と結節と地域を支える人材の育成と確保ということで、宿泊・観光やスポーツを核とした拠点づくりというの、奈良県のほうでは取り組みをうたっておりますので、こういう県との連携を進めて、吉野町が盛んなスポーツの拠点づくりをしていけるような、そんな取り組みをどう考えているのかお聞かせください。

野木議長

中井町長。

中井町長

まさしく、先ほどの国民スポーツ大会、またスポーツ推進計画等々、連携をしていくっていう部分は非常に重要なことかと思えますし、南部東部の振興、これも藤本議員からご質問ありました。吉野町単体だけでやるのではなくて、県としての役割。そして、県と各近隣市町村、近隣に限らず自治体との連携。

その中で、スケールメリットを出していくというのが、これからの南部東部の条例を活かすことにつながるかと思えますし、南部東部のサミットも6月9日に行われます。その中で、それぞれの地域の推進していくテーマ等々も出していきますし、連携していく新たに生み出すものも、この中で提案できればと思っておりますので、その点、吉野には観光資源があったり、フォレストアカデミーがあったりします。地方創生のテレワーク、これもいわゆる滞在型の長期的なスポーツ、自然、そして仕事という意味からいくと、様々連携できるかと思えます。そういったことでも、県とこの南部東部の振興条例を活かしながら、進めてまいりたいと思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

ありがとうございました。続きまして、2番目の質問に移ります。

2番目の質問ですが「スポーツの指導者に対する支援について」ということで、1番のスポーツに関わるようなものになりますけれども、今スポーツ、いろんな運動も含めて指導していただいている方の資格を有している人、要は資格を個人もしくはチームで負担しているとか、一部スポーツ少年団のように、そういう団体で支援していただいているかと思うのですが、要は、まちづくりのベースというのが、第5次総合計画の中でも人だと。要は、スポーツを指導していただける資格を持った方に対する支援というのを、吉野町がどう考えているのかお聞きしたい。と言いますのも、昔の指導者というのは技量、技術だけを教えるコーチみたいな方でしたけれども、それからだんだん応急手当とか心肺蘇生法、熱中症が出てきて、これからでは多分、そういうスポーツ指導者になりますね。今のコロナもあったように、感染対策そういうのも含めた、単に技術を指導しているだけじゃなくて、参加者の安全を守るという形の指導者の役割というのが大きいものだと思います。ですから、僅かな年間数千円のものかもわかりませんが、ある種吉野町の公認の資格者みたいな扱いでも結構なんですけれども、そういう指導者に対する支援というものを、今考えているのかどうかちょっとお聞きしたい。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>藤本議員から指導者のという質問でございますけれども、現在吉野町の指導者というのは、藤本議員おっしゃっていただいたスポーツ少年団ですね、基本的には。青少年の育成の中で指導者を支援していく、育成していくという形でございます。ですから、補助のほうも町から補助金、令和4年度では40万円、スポーツ少年団に対して運営補助金を出して、スポーツ少年団の認定指導員の講習費用を6,000円程度出したりとか、そういう形でのスポーツ少年団を中心とした支援をしているというにとどまっています。あとカヌーにおきましては、ワールドマスターズゲームズであったり、また国民スポーツ大会もございますので、そういった大会に向けてのA級審判員の登録費用を助成したりとかの部分は、今支援している部分です。</p> <p>ただ、藤本議員おっしゃっていただいたように、健康安全とかスポーツとまちづくりの視点から指導者育成というのは、今のところございませんので、今後スポーツの推進計画、また県との連携、そして地域の中でスポーツクラブ等の意見交換もさせていただきながら、どういう形の指導者、今ちょっと具体的にわからないですけども、そういった立場でスポーツを推進できるまちづくりにつなげていくという形は、今のご提案というか、いろいろいただいておりますので検討はしてみたいと思います。</p>
野木議長	藤本議員。
藤本議員	<p>スポーツ少年団の認定指導員はスポーツ少年団だけになってくるので、例えばその種目の中の公認審判とか、指導員の資格とはまた別になって、それが個人負担になっております。またグランドゴルフの普及指導員も、これは別に高齢者の方がお金を出し合って、吉野町のグラウンドゴルフ協会の中から出してるみたいなのもあったり、一生懸命頑張っているのに自己負担しないといけないという、そんな寂しい吉野町なのかと私は思います。ですから、現場で活躍</p>

してくれる指導員の方には、やっぱり何らかの支援があっても、別にお金を出すとかいうわけではなくても、何かそういうサポートできるような形を持っていてほしいと思っています。ですから、そういう指導員のための支援策というものを、来年度以降に期待をしています。

次に、3番目の「奈良県南部東部地域の振興のための条例」要は、「奈良新『都』づくり戦略2022」の第8節の「誇らしい『都』をつくる」の中で、奈良県美しい南部東部地域を、県と市町村が協働して振興を図る条例というものが4月に制定されました。これもう、県の2月議会で可決されたものです。まだ動いて2か月なので、今すぐどうこう吉野町どう考えてるんですかというのではなくって、このキーワードとして「協働」というのが、かなり出てきます。文書の中で、県と市町村が「協働」して、「協働」して、「協働」してというふうに。県は、まず県単独でこんなんしませんよと。市町村と協働ですよと。条例の中の第5条の中には、南部東部市町村との協議の場の設置もしますということなので、これから奈良県の取り組みに、いち早く吉野町が手を挙げて「いや、吉野町こんなんで、奈良県と協働でやりますねん」というような方向をどう計画していくのか。今後の予定を、まずお聞かせください。

野木議長 中井町長。

中井町長 この南部東部の先ほど、サミットをお話しさせていただいたと思うのですが、これはちょっと前になるのですけれども、南部議員連盟というのがございまして、そこで首長、南部東部振興に関する職員の方がお越しいただきました。

まず進め方は、今予算もございませんので、ある程度、これを分科会的にテーマごとに振り分けて、その中で協働的にやれる部分、また県と自治体でやる部分とか様々なテーマごとに分かれて事業を協働的にやっていきたいと思いますという形での説明があったんです。今度6月9日には、その一回目で吉野町からもこのサミットに先立って、五つのテーマを出させていただいているんです。まだ6月9日来てませんので、内容的にはどんな形で進んでいくかわからない

んですけれども、その中で吉野町が抱えてる課題、また、県と連携しやすいテーマ。フォレストアカデミーがあつたりもしますので、そういうまず、やりやすいところからやっていくっていうのも一つかと思ってますし、できれば来年度の事業の中で、連携した形の予算を一緒に計上してもらえるような形とか、そんなこともこれからのこのサミット以降、いろいろな議論が始まるかと思いますので、できる限り価値課題に向けて積極的に関わっていきたいと思ってます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

県も来年度の予算の動き出しというのは、多分9月ぐらいから、もう少し早くからやってると思うのですけれども、12月にはほぼ確定しているというような、そういう状況もあるので、できるだけ吉野町も他所の市町村に遅れをとらずに、できるだけ県と協働して、上手く吉野町が得するような形で事業を進めていってほしいと思っています。

続きますでも、これ最後の話です。「さらなる地域交通の政策について」ということで。実は、新しいスマイルバス、デマンド方式で実証運行を昨年度からやって、この4月から新しい形になってまだ2か月なんですけれども、国では自動車運転免許証の返納を推奨しています。先だって、1か月ほど前に西川きよしさんが返納したニュースを僕はテレビで見てたのですけれども、あの人、大阪に住んでいるから、大阪では還したところで不便ないよねって。実は、私の妻も大阪市内に住んでいたんで、結婚したときには運転免許証を持っていませんでした。でも、吉野に住むうえでは絶対いりますことで取っていますけれども、自動車運転免許証を高齢者の方が返納しても、100%今までと同じようにはいかないにしても、移動手段に対して不便とならないような施策について、何か検討しているのであれば教えていただきたい。

野木議長

中井町長。

中井町長

現在の免許返納者への対応ということでは、令和元年から返納者に25枚つづ

りのバスの回数券を交付してもらっています。

おっしゃるとおり、我々もその免許返納者だけにかかわらず、乗らなくなった方。これはやはり、これだけ広い面積の中で、いつでも乗れる車からタクシーにしる、こういうふうなデマンドにしる、すぐ乗れなくなる。ここは、健康面においても介護予防の部分においても、非常に大きな影響を与えるという話も聞かせていただいているのです。ですから、我々にとってみたら、やっぱり行きたいときに行けるっていうのは本来、一番良いのですが、これはもう少し先になりますけど、自動運転とかAIになったときに、そういう形になるのですが、それまでの間はつながなあかんなと思ってます。ですから、今の担当課、協働のまちでやってるデマンドがどこまで、ある程度、返納しても楽しみに生きがいとして、この地域で住み続けられるか、あとは、町外に出る形も大分変わってくると思うのです。南奈良とか買い物とか行くときも、全部デマンドではいけませんので、その部分のエリア拡大というのも吉野町だけに限らず、地域の大きくエリアをまたいでのこれからの交通体系もつくっていかないといけない。様々な部分の中で、先ほどの南部東部に絡んでくるかと思うのです。資源も、吉野郡エリアでも特に、吉野・下市とか、もしくは、藤本議員がおっしゃった宇陀のほうとかも含めると、そういう連携の中で交通体系も考えていくとかいう形で、ここで住み続けられるような形っていうのは、この免許返納とリンクしてくるかと思いますので、どんどん今ある制度から、もっとブラッシュアップしていかないといけないし、提案もしていかないといけないと思ってます。必要があれば補足があれば……。ないですか。

野木議長 山本協働のまち推進課長。

山本協働のまち推進課長 失礼いたします。公共交通ということで、令和元年度に策定をいたしました「地域公共交通網形成計画」の中では、最も公共交通を必要としている方というのが、75歳以上の単身の方であったり、また高齢者の世帯の方であったりということと、それからその移動の目的っていうのが、買い物、通院ということで、目的地としては、やはり病院であったり、買い物用のお店であったりとい

うような部分になってたわけでございます。そういうことから、令和3年度にデマンドバスの運行ということで、できる限り行きたいときに行きたい場所にある程度移動ができる、あくまでも乗降場所っていうのを設定してありますけれども、それがこれまでの路線定期運行の場合については、143か所というバス停から91か所、場所を増やして234か所にすることによって、非常に利便性が高くなる形になって、今も評価をいただいていると思うところでございます。そういったことで、一つは移動手段に対して不便とならないような検討をさせていただいてます。

また、町長からも説明がありましたように、免許返納者への対応といたしましては、令和元年度に自動車運転免許証の返納者に対して、コミュニティーバスの利用促進事業ということで、目的としましては、交通安全に資することを目的として、運転免許証を自主的に返納した方々に対して、コミュニティーバスの乗車券を交付することにより、公共交通の利用及び運転免許証の自主返納を促すことによって、外出支援や交通事故の未然防止、安全安心な交通社会の実現を図るということを目的に200円の乗車券の25枚つづり回数券、販売しますと4,000円のものになるのですが、そういったものをお配りさせていただいてます。これまでに、令和元年度から2年、3年、まだ4年は始まったばかりですが、免許返納した方全てが申請を出しているわけではないですが、80名あまりの方々にそういう対応をさせていただいているところでございます。

また、町外の移動につきましても、近鉄等の鉄道等も含めまして、そちらへの移動を、町内の移動はできるわけですから、そういったことを基に、周辺自治体との連携をしながら、交通弱者の方の対応ができるように、少しずつ改善していけたらということで、進めさせていただいてるところでございます。よろしく申し上げます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

デマンドバスが、結構人気もあってあれなんですけども。もともと、免許証



を持ってらっしゃらなかった方というのは、今までバスも乗って、電車に乗ってというお出かけのスタイルだったのです。でも、自動車を運転する方というのは、自分が行きたいときに行けるというその利便性を知っています。ですから90を過ぎるまで、やっと94で免許証を返納したという方もいらっしゃいます。だから、本当はもう少し早い時期に、免許証を返納しても良いのだろうけども、やはりそこが、まだ交通網が整備されてなくて、自分の納得する形の交通網じゃないから、ちょっと遅くなっちゃうよと。確かに、バスチケットありがたい話ですが、一時だけのものなので、もう少し、そういう方たちに寄り添った中身のデマンドバスの交通対策政策を、より良いものにしていただきたいというのが現実です。

利用されている方も、感謝はしています。ただもうちょっと、行きたいところに行けたら良いのにというのが、町外に出られないというね。確かに、吉野病院も行く病院なのですが、南奈良も病院なのですよね。ちょっとその町外への、好きなときに町外へいけるというものでもないのでしょうか、何か一定の日とか、そういった工夫をして、もう少し利便性を図るようにはしていきたいと考えています。

まだ、4月から始まって2か月なので、半年先、また9月にどう変わっているか、また1年後どうなってるのか。よく町民の皆さんの姿を見ていただいて、新たにもう少しより良い地域コースになっていくことを僕は期待しています。これで、質問を終わります。以上です。

野木議長

一般質問を終わります。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

6日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。

各委員会の日程を申し上げます。

6月4日 休会

6月5日 休会

6月6日 午前10時 総務文教厚生委員会

6月7日 午前10時 産業建設委員会  
終了後 予算決算特別委員会  
6月8日 予備日  
6月9日 予備日  
6月10日 午前10時 本会議（第2日目）

を開会いたします。

6日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日は、これもちまして散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

（ 午後 2時 45分 閉会 ）

令和4年第2回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和4年6月10日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 6月10日 午前10時10分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠  
3番 上佳宏 4番 下中一平  
5番 山本義史 6番 上滝義平  
7番 野木康司 8番 中西利彦  
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町長 中井章太 副町長 和田圭史  
教育長 土居正明 参事 黒田祐介  
総務課長 辻中哲也 政策戦略課長 小西修司  
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 戸毛祥博  
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男  
農林振興課長 乾 悌 産業観光課長 中尾勇  
教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局 長 坂本やよい 主 事 川崎由果
10. 議事日程  
日程1 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）  
日程2 議第25号 吉野町附属機関に関する条例等の一部を改正することについて  
日程3 議第26号 吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて

- 日程4 議第27号 令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第2号について  
日程5 要望等に  
追加議案等
- 日程6 選第5号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙について  
日程7 選第6号 吉野町選挙管理委員及び同補充員の選挙について  
日程8 議第28号 令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第3号について  
日程9 同第7号 吉野町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程10 同第8号 吉野町固定資産税評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程11 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について  
日程12 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 6月3日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 西澤 巧平委員長にお願いします。

西澤議員

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託をされました議案等の審査並びに結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、6月6日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、総務課所管の議第25号「吉野町附属機関に関する条例等の一部を改正することについて」は、現存する委員会等の機関の一部を、吉野町の執行機関の附属機関として位置づけるために、関係する13の条例の整備を行うための必要な事項を定める条例改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第26号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」は、消防団員の定数を実際の団員の数に即した定数にするための改正で、本年4月10日現在の団員数346人に、年度内の増減の見込み数を追加し、条例定数を350人とするための改正であるとの説明があり、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明がありました。

まず、総務課が所管する「役場庁舎の設置場所選定スケジュールについて」は、役場庁舎の現状と9月議会において新庁舎設置場所選定について報告するため、今回委託した新庁舎設置場所検討に係る基礎資料作成業務の内容について説明を受けました。

本委員会としては、広く住民の意見を求め、経費及び安全性を総合的に判断

して、業務を進めていくよう求めました。

次に「吉野町におけるデジタル化の推進について」は、デジタル化は町民の利便性を向上させ、自治体職員の業務効率化を達成するための手段であるとの説明がありました。

また、今後の進め方については、デジタル化をどのように進めていくかを広く住民に共有するため、理念を条例化することも含めて検討する旨の説明を受けました。

次に、町民税務課が所管する「子育て世帯生活支援特別給付金について」は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的とする給付金であるとの説明を受けました。

また、この給付金については、早急に支給する必要があるため、本定例会最終日に追加議案として一般会計補正予算（案）を提出したい旨の説明を受けました。

以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

野木議長 続いて、産業建設委員会 下中 一平委員長にお願いします。

下中議員 産業建設委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、6月7日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、公益財団法人 阪本龍門文庫 理事長 久米健次氏より提出されました。「国指定 重要文化財の修理支援に関する陳情について」は、当該法人の保有する「平等院経蔵目録」は虫食いによる被害が顕著であり、文化庁及び奈

良県による調査の結果、急速な修理が必要であるとのことから、修理に要する費用の一部の支援についての要望であるとの説明を受け、本委員会としては、当該文化財の重要性に鑑み、本陳情を採択することといたしました。

続いて、付託議員以外に産業観光課所管の「吉野万葉整備活用事業」宮滝遺跡基本設計の概要について担当課から報告並びに説明を受けました。

令和3年に策定された「吉野万葉整備活用事業」宮滝遺跡基本設計の概要については、宮城遺跡の整備方針や目指すべき姿などの前提方針、各エリアの整備内容の説明、配置する施設の説明を受けました。また、事業全体の今後のスケジュールについても併せて説明を受けました。

本委員会としては、全体の整備が長くなることから、部分的にでも早期にオープンできるようにすることと中荘地区と連携を図り事業を進めていくよう求めました。

また、今年度予算計上しているJA跡地の早期の有効活用の検討や宮滝遺跡周辺の整備なども併せて検討していくよう求めました。

以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

野木議長 続きまして、予算決算特別委員会 山本 義史委員長にお願いします。

山本議員 予算決算特別委員会委員長報告を行います。

本定例議会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、6月7日午前10時50分から理事者に出席を求め開催いたしました。

議第27号「令和4年度吉野町一般会計補正予算（案）第2号について」は、まず、補正予算の概要として、補正規模は6,029万9,000円の増額で、予算総額を52億8,525万7,000円とするものであり、歳入の補正は「国庫支出金」と

して、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び事務費補助金の計6,029万9,000円の増額であり、歳出の補正の「職員給与費」については、4月の人事異動に伴うそれぞれの予算科目での調整であり、一般会計全体としての予算額の増減はなく、事業費の補正としては、衛生費において「新型コロナウイルスワクチン接種事業」として、60歳以上の方及び基礎疾患等をお持ちの18歳以上59歳以下の方を対象とする4回目のワクチン接種に要する費用6,029万9,000円の増額であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会は本補正予算(案)を異議なく承認することといたしました。

以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第25号「吉野町附属機関に関する条例等の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第26号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )



意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第27号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第2号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 「要望等について」

産業建設委員会に付託いたしました、公益財団法人 阪本龍門文庫 理事長 久米健次氏より提出されております

「国指定 重要文化財の修理に係る助成願いについて」は、先ほどの委員長報告は採択でございます。

本要望について、意見を求めます。

( 「 意 見 な し 」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本要望を先ほどの委員長報告のとおり採択することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

追加議案が出ております。

準備の関係がございますので、自席で待機願います。

( 議 案 書 配 付 )

野木議長

再開します。

日程6 選第5号「奈良県広域消防組合議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

上滝議員。

上滝議員

議長の推薦によって選出していただきたいと思います。

野木議長

はい。議長一任の声がありますので、選挙の方法は「指名推薦」で行い、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県広域消防組合議会議員に西澤巧平議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま議長が指名いたしました西澤巧平議員を、奈良県広域消防組合議会議員の選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西澤巧平議員を、奈良県広域消防組合議会議員の選挙の当選人と決定いたしました。

西澤巧平議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

西澤巧平議員よろしくお願いたします。

奈良県広域消防組合議会議員の選挙を終わります。

日程 7 選第 6 号「吉野町選挙管理委員及び同補充員の選挙について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

地方自治法第 181 条及び第 182 条には、選挙管理委員 4 名及び同補充員 4 名を、選挙権を有するもので、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、議会において選挙するとうたわれております。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条の規定により「指名推薦」によることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は「指名推薦」で行うことに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

まず、委員の指名をいたします。

吉野町上市 中本寛 氏、吉野町千股 奥田良實 氏、吉野町窪垣内 窪正

則 氏、吉野町御園 霧谷年史 氏、以上の4名を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人と定めることに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が、吉野町選挙管理委員に当選をされました。

次に、同補充員を指名いたします。

なお、補充員の補充順位は指名の順番といたします。

補助員1番 吉野町丹治 武林清敏 氏、補充員2番 吉野町山口 中井由美子 氏、補助員3番 吉野町柳 西本眞範 氏、補助員4番 吉野町新子 涌本倍行 氏、以上のとおり指名をいたします。

ただいま指名いたしました補充順位による被指名人をもって、当選人と定めることに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が補充員に当選されました。

日程8 議第28号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第3号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小西政策  
戦略課長

失礼いたします。

ただいま上程いただきました、議第28号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第3号について」ご説明申し上げます。お手元に配付させていただいております、令和4年度第2回吉野町議会定例会提出議案等説明資料に基づきご説明させていただきます。提出議案等説明資料の1ページをご覧くださいませすようお願い申し上げます。

議第28号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第3号について」でご

ございますが、本補正予算案は先ほど、西澤総務文教厚生委員長よりご報告をいただきました予算（案）でございます。

まず上段、補正予算の概要でございますが、第1条 歳入歳出の補正でございます。歳入歳出にそれぞれ590万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を52億9,116万2,000円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出の補正の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、15款「国庫支出金」でございますが、子育て世帯生活支援特別給付金補助金590万5,000円で、歳入合計590万5,000円を増額でございます。

次に、歳出でございますが、3款「民生費」子育て世帯生活支援特別給付金事業590万5,000円でございます。

本事業費につきましては、本定例会中の6月6日に開催いただきました、総務文教厚生委員会におきましてご説明申し上げた、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食糧費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金として児童1人あたり一律5万円を給付させていただく事業費でございます。

歳出合計590万5,000円を増額をお願いするものでございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算（案）第3号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いするとともに、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、議第 28 号について、委員会付託を省略することに決しました。

議第 28 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 3 号について」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 同第 7 号「吉野町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

森本信雄氏のご紹介をさせていただきます。

なお、略歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

森本氏は、地域農業の振興に取り組まれており、吉野地区区長会からの推薦でございまして、農業委員としてふさわしい人物であり、委員としてご活躍いただけることを確信しております。どうぞよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本件を同意することに決しました。

日程 10 同第 8 号「吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

辻本義博氏のご紹介をさせていただきます。

なお、略歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

辻本義博氏は、経歴にもありますように、昭和 44 年 3 月に奈良県立吉野工業  
高等学校を卒業され、令和 4 年 3 月に設計事務所を退職されました。

また、平成 25 年 1 月から平成 31 年 1 月は左曾自治会長を務められており、  
町政地域活動のためにご尽力いただいております。

これまでの多方面にわたる知識と経験を活かし、委員としてご活躍いただけ  
ると確信しております。どうぞよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

選任については問題ないのですが、固定資産評価委員会っていうのは  
毎年一回しているのか、三回しているのか。

任期はたしか 3 年でございますけれども、任期満了まで 3 年間で評価委員会  
をしたのかどうか教えていただきたいと思います。

野木議長	辻中総務課長。
辻中総務課長	はい。年一回の定例の会議っていうのを予定しておったんですが、コロナの関係で実施出来ていない場合もありますので、その場合には書面でお問合せをさせていただいて、いろいろな情報共有をしていただくということで、審査委員会自体については、何らかの不服申立てであったり、審査請求があったときに開くというような位置づけになっておりますので、委員さん等につきましては、そのケースが起こったときにということで、実施されているということでご理解いただけたらと思います。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	ご理解出来へんから質問すんねんけども、実際、固定資産評価委員会は、年に一回ぐらいはやっぱりせなあかんと。同時に、吉野町に空き家がたくさんあると。取り壊さんなん部分の空き家もあるではないかと。安心して吉野町で生活が出来ないというような地域の方もおられるわけでございますので、ぜひとも、固定資産有る無いに関わらず、そういう状況を把握するために固定資産の審査委員会を開いていただくよう、よろしく申し上げます。以上です。
野木議長	<p>はい。ほかにございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>意見を求めます。</p> <p>意見がないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本件を同意することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 異 議 な し 」 の声あり )</p>



異議なしと認めます。

よって、本件を同意することに決しました。

日程 11 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程 12 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をいたすことに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

閉会に当たり町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、本定例会に上程いたしました議案全てご承認いただき誠にありがとうございます。

上程議案そのものは少なかったのですがございますけれども、一般質問等でもございました庁舎の適地選定について。これにつきましては、委員会でも議論いただきましたけれど、9月の議会に向けてしっかりと判断材料を提出出来ますように準備を進めてまいりたいと思います。

そして、二つの小学校跡地につきましても連動してこようかと思っておりますので、一日でも早く適地選定を進めて、跡地利活用にもつなげてまいりたいと思っております。

そして委員会でも、DXのお話もさせていただきました。行政サービスの効率化、向上そして、町民の福祉増進につながるようなDXを進めてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましてもご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

そして、7月に向けては、参議院選挙、4回目のワクチン接種、様々な準備を進めていかなければならない状況でございますので、その点につきましても、経済が動いた状況の中でしっかりと進めてまいりたいと思います。

そして今回、子育て世帯特別給付金については、追加議案のほうでご承認いただきました。ただ、地方創生コロナ特別臨時交付金。これに関しましては、今吉野町の地域実情に応じた形での、また上程をさせていただく予定をしております。臨時議会、また各委員会等でもお願いすることがあろうかと思っておりますけれども、しっかりと準備を進めて一日でも早く提案できるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これからまた、いまならキャンペーン等、観光客も増えてこようかと思っております。議員各位におかれましても、健康に留意され、議員活動、そしてまた様々な案件がございますので、様々なご意見をいただきますことお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年第2回吉野町議会定例会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

( 午前 10時 43分 閉会 )

